

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.67|2009-10

世界の児童と母性

[特集] 少年法改正と子どもの未来

世界の児童と母性

第67号 / 2009年10月

CONTENTS

ひとこと 編集委員長 網野 武博 … 1

特集 少年法改正と子どもの未来

I. 総論 — 現代の非行の特質と非行形態

- 子どもの「非行」の背景にあること 評論家 芹沢 俊介 3
少年非行への取り組み—その過去・現在・未来 日本福祉大学 名誉教授 山口 幸男 7

II. 少年司法の現場から

- 家庭裁判所調査官の立場から 鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正 範 9
少年院法務教官の立場から
..... 秋田刑務所 統括矯正処遇官(教育担当)、法務事務官 若狭 広 直 14
保護司の活動を通して 作家、保護司 大沼 えり子 19

III. 福祉教育の実践を通して

- 児童相談所児童福祉司の立場から— 非行専任児童福祉司の実践をとおして—
..... 名古屋市児童相談所 児童福祉司(非行相談アドバイザー) 渡 辺 忍 23
児童自立支援施設の実践課題 立命館大学大学院 社会学研究科博士課程 梅 山 佐 和 27
非行と学校教育 東京理科大学理学部 教授、文部科学省視学委員 八 並 光 俊 32

IV. 非行克服に向けての新たな取り組み

- NPO 活動に見る非行への取り組み
..... NPO 法人非行克服支援センター 副理事長 春野 すみれ 36
性的非行問題に対するプログラム作成とその普及
..... 千葉県生実学校 児童自立支援専門員 石 澤 方 英 40
地域の取り組み、箕面市の場合
..... 箕面市教育委員会 子ども部 子ども家庭総合支援室 子ども家庭相談課 担当主査 山 田 睦 美 45

V. 日本における少年非行を諸外国と比較して

- 周りの力で更生に成功 桐蔭横浜大学法学部 教授 河 合 幹 雄 50

編集後記 担当編集委員 小木 曾 宏 54

次号のお知らせ

第68号特集「子どもと子どもの文化財」(予定)
2010年4月1日発行



ひとこと

私は大学で心理学を専攻し、その後長きにわたり子どもの発達と福祉の分野でさまざまな仕事を体験させていただいた。高校生の頃からもちはじめた、それぞれの「人となり」というものを決定するものは何なのだろうという漠然とした関心が、心理学を学ぼうとした動機に結びついたように思う。高校時代に知り合い、その後お互いに影響を及ぼしあうこととなった親友の御尊父が少年鑑別所長であったこともあり、鑑別所を訪れ、わずかではあるが“非行少年”と呼ばれる子どもたちとふれあう経験をもったことは、一層心理学への関心を高めさせることとなった。



編集委員長 網野武博

大学では、早速サークル活動を通じて、“非行少年”と呼ばれる子どもで保護観察や試験観察中の少年たちとふれあう経験をつづけ、また非行や犯罪には如何に環境が及ぼす影響が強いとか、罪を憎んで人を憎まずという理念とかについて、青臭い議論をしばしば戦わせたことなど、その当時の情景を今もありありと思い出すことができる。当時、まさに戦後第二の非行の波が押し寄せており、その頃の“非行少年”と呼ばれる子どもたちには、目をぎらぎらと輝かせ、社会に立ち向かおうとする反抗のエネルギーに満ちあふれている人たちが非常に多くみられたことも、特徴的であった。

時は流れ、今や21世紀を迎えた。非行問題は、まさにその時代や社会を映し出す鏡のように、大人社会の動向を反映してきた。近年のその状況には、当時とのあまりに著しい対比がみられる。むしろ凶悪な非行は総体的に減少しているにもかかわらず、少年への厳罰化や矯正強化への関心が高まってきているのはなぜであろうか。

このような状況下で改めて強調したいことがある。それは、第二次世界大戦の惨禍を経て制定された教育基本法、児童福祉法そして少年法などの理念には、共通して新生日本の次代を担う子どもたちの育成を願う深い想いがあったことである。そしてこの保護育成主義の理念は、決してその時代特有のものとしてつくり、今日それが色あせたものとなっているのではない。21世紀を真に子どもの権利を深める時代とするとき、この理念は、子どもの最善の利益を考慮する際に欠かすことのできない指標の一つである。非行のみられる子どもたちの、権利だけでなく義務や責任をも自覚した自立への支援にとって、それは普遍的に重要な意義を有している、と私は考えている。

〈参考〉

少年法改正の流れと主な改正のポイント

少年法改正の流れ

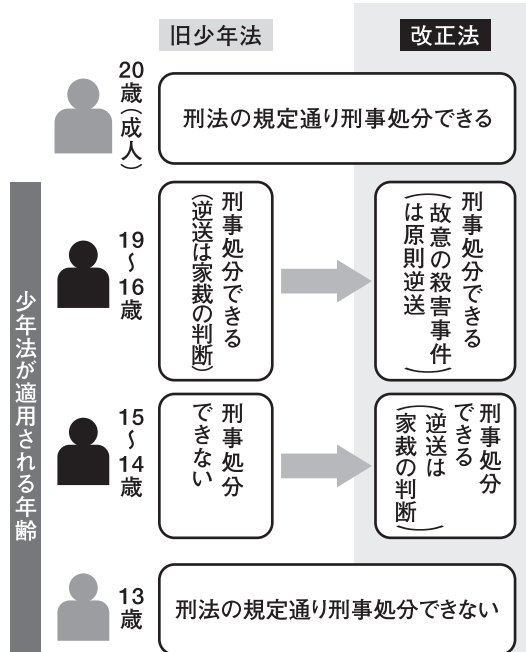
93年 1月	山形・マット死事件
97年 5月	神戸・連続児童殺傷事件
98年10月	茨城・同級生殺害事件
00年 5月	佐賀・バス乗っ取り殺傷事件
11月	少年法改正
03年 7月	長崎・幼児誘拐殺害事件
04年 6月	佐世保・小6同級生殺害事件
05年 3月	改正案提出(→廃案)
06年 2月	改正案再提出(→継続審議)
12月	臨時国会で審議されず(→継続審議)
07年 5月	改正少年法・少年院法成立

■主な改正のポイント■

- 「触法少年」の行為に対して警察が押収、捜索・検証といった「調査」をする権限があることを明記。
- 少年院への送致年齢の下限を「14歳以上」から「概ね12歳以上」に引き下げる。
- 保護観察中の少年が守るべき事項を繰り返し違反するなどしたら少年院などに送る処分が可能に。
- 重大事件で身柄を拘束されている少年に公費で弁護士(付添人)を付けられるように制度を拡大。

■主な改正のポイント■

- 「16歳以上」の刑事罰対象年齢を「16歳以上」まで引き下げる。
- 16歳以上の故意の犯罪行為で被害者を死亡させた場合、原則として刑事処分手続きにかかる(少年の身柄を家裁から検察に逆送し、刑事裁判を受ける)。



- 家裁の判断で少年審判への検察官立ち会いを認め、3人の裁判官による合議制の導入も可能とする。
- 18歳未満の少年の罪が成年の無期刑に相当する場合は、減刑せずに無期刑を科することもできる。

(※朝日新聞00年11月28日、07年5月25日をもとに編集事務局作成)

子どもの「非行」の背景にあること



評論家 芹沢俊介
せりざわしゅんすけ

1)

もう何年も前のことだ。児童館の職員に、毎日のように祖母に連れられてくる一人の子どもの粗暴性の「問題」を問われたことがある。おもちゃを他の子どもに向けて投げるといふ粗暴行為を抑止しようと、してはいけないことを「やさしく」論じた。祖母にも事実を話し、どうしたらいいか困惑していると伝えた。けれど、いっこうに粗暴性の表出はおさまらない、しかも阻止しようとすればするほどコミュニケーションが取りにくくなっていく、どうしたものか、というのである。

私の応答は、こうであった。どんなに「やさしく」論そうと、それが否定性（「そんなことしちゃダメでしょう！」）に貫かれていけば、子どもは受けとめられ感をもつことができない、それゆえ粗暴性を表出し続けるしかないのではないか。職員はすぐに「わかった」といった。以下は、その職員が後日、報告してくれたかかわりの経過である。

《おもちゃを放り投げるといふ行為を、責めるのではなく「投げたいんだ」「投げたかったんだね」という対応に変えた。すると、子どもは「うん」と頷いた。それから目を合わせられるようになり、言葉によるコミュニケーションもとれるようになった。また私に甘えも表出するようになった。それを見た祖母も「両親の不和に私はただおろおろ

するだけでなにもできない。この子が可哀想で」と、子どもの置かれた苦境を話してくれるようになった。またこの方法は年齢の高い子にも有効であることがわかった。幼い子ほどの即効性はないけれど、確実に自分に対する態度が望んでいた方向に変わっていくことが感じられた。》

上に紹介した関係の変化を、受けとめられたと感じたとき、その受けとめられ体験をもとに子どもはその受けとめ手に自分をひらいてみせる、というように定式化してきた(*1)。

この見方に立つと、以下の二つのことが抽出できるように思える。

第一に、子どもの「問題」行動は、受けとめ手の欠如を物語っているということである。すなわち受けとめ手による受けとめられ体験を求めての、怒りをともなった子どもの受けとめられ欲求の表出ではないか、という理解に自然に導かれるということ。

もう一つは、優先順位ということだ。「問題」行動は、受けとめが先で、要求は後というほんらいの優先順位が、要求が先で受けとめは要求の受け入れ次第というふうにならなくなっていることから生じるのであり、子どもの「問題」とみなされる行動表出は正しい優先順位に戻してほしいという欲求に根ざしている、という理解である。この欲求表出にも怒りが不可分なものとして含まれていることは申すまで

もないだろう。

子どもとの関係において児童館の職員の果たした役割は、まずは子どもの受けとめ手になるということであり、受けとめ手になるという役割を選んだ結果が同時に優先順位を正すことにもなったのである。こうして職員にとってこれまで手を焼いていた子どもとの関係が構築され始め、子どもにとってはこの職員のいる児童館が、安心して安定的に自分が自分であっていい居場所になっていったのである。

児童館の職員の果たした役割は子どもにとってのその場における受けとめ手として自己を差し出すということであった。受けとめ手として子どもに自己を差し出し、そして受けとめるという役割を選んだことの意味はとてつもなく大きい。ただし、この役割は、児童館という場においてのみに限定されている。

子どもが望むほんらいの受けとめ手は別にいる。いうまでもなく両親であり、とりわけ母親である。だが、肝心なその両親の関係が不仲のため安定せず、子どもの受けとめ手としての役割を果たせないでいるというのが現状である。それどころか、家庭は日々不安と緊張に満ちており、この子の存在の安心と安定の基底（環境）を保証するという根本的な役割を果たせなくなっているのである。

以上のことから、子どもにとって受けとめ手は二つあることがわかる。子どもが望むほんらいの受けとめ手、自分のためにのみ存在する永続的な受けとめ手が第一であり、そして親や家族以外の社会的な場における受けとめ手が第二である。これら二つを満たされた子どもは孤独ではない。それゆえに「一人になる」ことができる。

2)

以下はほんらいの受けとめ手を母親に期待しながら、

ら、応えてもらえないために「非行」を繰り返す少年(15歳)の例であり、そのような少年に対する母親の反応である(いくつかの似たような事例をもとに著者が構成した)。

《盗み、家出・放浪、性風俗での労働等の「非行」を繰り返してその度に警察に捕まり、家裁送致歴を重ねている少年の母親は、家庭裁判所調査官や付添い人との面談を拒絶し、次のように少年について述べた。

「母子家庭ゆえに後ろ指を指されたくなくて、この子には幼いときから人に迷惑をかけないように言い聞かせてきました。しかし一向に守ろうとせず、それどころかエスカレートする一方です。親の言うことを聞かない子は我が子ではありません。その子はもう私とは無関係です。ですから引き取ることはできません。どうぞ成人になるまで少年院なりどこなり、更生施設に強制的に入れておいてください」

このような母親の主張に対して調査官と付添い人は、少年の「非行」は行動から推して、母親の愛情を求めて得られないことに根本的な要因があるのではないかという見方を、母親の状況を配慮しながら粘り強く伝えた。母親はしだいに彼らの考えに耳を傾けるようになり、もういちど親子関係を作り直すことを決意した。》

この事例にみられる「非行」への傾斜は典型的なものと言える。「いい子」を求める母親→それに反抗する子ども→叱り・言いきかせ・罰を与える母親→従わない子ども……このような終りも出口も見えない否定のスパイラルのなかで少年は何度目かの非行に走り、その結果、母親の子捨て発言となったことがわかる(*2)。

先ほどの二つの視点を導入すれば、少年の母親に対する反抗的な行動は、調査官や付添い人の考えた

ように、実は母親に自分という存在のありのままを、言い換えれば今ここにいる自分という存在の現実をまずはまるごと受けとめて欲しいのに、受けとめてもらえない、それゆえの、受けとめ手を求める、受けとめられ欲求の表出であることが伝わってくる。

またこのまるごと自分を受けとめられたいという欲求は何よりも最優先されなければならないという原則からすれば、ここにおける母親の対応は優先順位が逆であることも明らかである。事情はどうあれ、母親がまず自分の要求の受け入れを子どもにせまっているのだ。「いい子でありなさい」という要求がそれである。このような要求は、母親に自分を振り返る余裕が失われていればいるほど「いい子」ではない子は我が子ではないという選別の条件へと容易に強化されていく。その果てに条件を満たさない子どもは我が子ではないというように子捨て—子殺し—を正当化する論理に行き着いてしまう。

このような事態は、社会的な受けとめ手を求める関係においては生じにくく、子どもが求めるほんらい的な受けとめ手として期待される親(とりわけ母親)との関係において生じやすいことは、確認しておいて無駄ではないと思われる。

調査官や付添い人が母親と立場を同じくして子どもの「非行」を責めていたらどうなっていただろう。「もっとお母さんの言うことを素直に聞きなさい。そうすればお母さんだって、きみを大切にしてくれると思うよ」。おそらく子どもは彼らにも反感を募らせたに違いない。それはいっそう母親との距離を隔て、少年を非行の深間へと追いやることでもある。

だが調査官や付添い人のとった対応は正反対の、少年の社会的な受けとめ手の役割を果たすことであった。「きみはほんとうはお母さんが好きなんだね、お母さんと仲良くしたかったのに、それを拒まれたことがつらくて、あんな反抗的な行動に出たんだ

ね」。

母親に対しても、母親のこれまでの努力をねぎらい、同時に子どもの「非行」の根底にある母親という受けとめ手のいないさびしさ、孤独を説いたのである。このことが少年に彼らへの信頼感をもたらし、母親に認識の転換、すなわち自分が子どもの永続的な受けとめ手にならなければならないという自覚を受け入れるきっかけとなった、そう思えるのである。

3)

子どもにおける受けとめ手の不在感・欠如感という内部の空洞化状態を「孤独」と名づけていいかも知れない。すると、次のように言ってしまう衝動に駆られる。あらゆる子どもの「問題」行動や「非行」の背景には「孤独」がある、というように。

子どもは誰かと一緒のときに一人になれる。これはD・W・ウィニコットの有名な命題だ。誰かと一緒というときの一緒の誰かは、ウィニコットにとって、はっきりと母親であった(*3)。

母親という概念は、子どもという像と切り離すことはできない。それも具体的で特定の子どもと一緒になのだ。子供にとって、この状況はよりいっそう切実である。自分のためにだけいる特別な存在が母親なのであり、そのような母親と一緒にあることを求めるのである。受けとめられ欲求と呼んできたものがそれである。こうした意味での「一緒」という役割を引き受ける存在を、私は受けとめ手という言葉で考えてきた。

子どもはこのような受けとめ手を選ぶことができない。それと反対に、母親は自分がこの子の受けとめ手になるかどうかを選ぶことができるのである(*4)。

決定的なこの落差が先に取り上げた二つのエピソードの根幹にあることは感受できると思う。

母親に受けとめ手を拒まれた子どもは、一緒に誰かの不在感・欠如感を抱えることになる。このとき、子どもは一人になれない。なぜなら「孤独」だから(*5)。

このような「孤独」を放置したまま、人は生きることができない。長じてこの「孤独」を抱えている場合、なんらかの依存症に陥らざるを得ない。空洞状態を埋めるために依存の対象を求めざるを得ない。アルコール依存、薬物依存、買物依存、異性依存、食べ物依存(摂食障害)、ギャンブル依存、自傷……。一人になれないゆえに、一人になろうとして不特定の何か、不特定の誰かに依存するのだ。

このことを教えてくれたのは、昨年6月に東京秋葉原で無差別殺傷事件を起こしたK青年であった。彼は自らの社会的孤独感(友だちができない)と絶対的孤独感(一次的受けとめ手の欠如感—母親への憎悪と「彼女がいない」という空洞感)の重層状態を語りながら、その空洞を埋めようとしてケータイ依存に陥ったと述べたのだ。ケータイ使用料の請求書が2、3日遅れただけで、パニックに近い激しい不安状態に苛まれ、おれを殺す気かと怯えた。そして請求書が届くと、コンビニに走り、払い終えてこれでしばらくは生きられる、と安堵の息を吐いたのである(*6)。

このうちの絶対的な孤独感に注目したくて私は、家族のなかの「孤独」と名づけてみたのである。「人間かかわりすぎると怨恨で殺すし、孤独だと無差別で殺すし」。K青年は、根本のところでのような家族のなかの「孤独」を処理できずに(受けとめきれずに)、無差別殺傷におよんだ、そう言っているのである。

- *1 「受けとめ—受けとめられ」の関係の詳細については拙著『もういちど親子になりたい』主婦の友社 2008
- *2 すぐキレルとかキレやすいという現象は、受けとめ手の不在・欠如および逆になっている優先順位のという状況と深く関連している。すなわち要求ばかりされ、受けとめられ体験がほとんどなく、したがって否定のスパイラルだけしか経験したことがない内的世界に発生の基盤をもっている、と思われる。
- *3 たとえば『遊ぶことと現実』岩崎学術出版社
- *4 親殺しには子殺しが先行していた—。これは2004年11月、茨城で起きた二つの親殺し事件以降、3年余のあいだに起きた十件を超える親殺し事件を分析して私なりに得た結論である(『親殺し』NTT出版 2008)。殺された親たちは共通して、自己都合を優先しようとして、子どもの根源的な欲求=受けとめられ欲求、を受けとめる受けとめ手になることを拒み、その結果、子どもを深い「孤独」の淵に追い込んでいたのである。これが親殺しの根底にある共通の現実=存在論的子殺しであった。
- *5 受けとめ手について三つに分類できるだろう。一つは、社会的な一時的な受けとめ手であり、これはたとえば先の児童館の職員、ほかにも幼稚園・保育園の大好きなせんせい、尊敬する教員、先輩、友だちなどがそれに当たっている。もう一つが父母—とりわけ母親—に象徴されるような永続的な受けとめ手である。子どもにとって、自分だけを受けとめるために差し出される、自分だけの特別な存在としての受けとめ手、子どもはこの受けとめ手なくしては生きることができないという意味で、根源的、一次的な受けとめ手と呼ぶことができる。この中間に乳児院、児童養護施設の職員を、半永続的な社会的受けとめ手として位置づけていだろう。これと対応させ、社会的受けとめ手の不在・欠如がもたらす内部の空洞状態を社会的「孤独」、根源的な受けとめ手の不在・欠如がもたらす空洞状態を絶対的な「孤独」と呼んでいいかも知れない。
- *6 拙著『若者はなぜ殺すのか』小学館新書 2008

キーワード：受けとめ

この命、この体、この性、この顔、この親…すべてにわたって何一つ選んでいないという点で、子どもの存在の本質は受身(根源的受動性)である。したがって子どもの最初の欲求は受けとめられ欲求(受けとめてもらいたい)である。この欲求の表出は無条件かつ最優先に満たされなければいけない。受けとめ手がいて受けとめられれば、この受動性は解体され、そのことにおいて能動性への転換の契機となる。

少年非行への取り組み — その過去・現在・未来



やまぐち さちお
日本福祉大学 名誉教授 山口幸男

1. 伝統的「非行研究」の方法

伝統的な「犯罪・非行」の研究は、公的に「非行少年」とされた少年を「科学的」に研究し、その「原因」を発見したり「除去」したり「変容」させたりすることによって「非行問題」を克服しようとしてきました。然し「非行のある少年だ」という周囲の見方それ自体は、警察活動の在り方や周囲の人々の関心の在り方などによって左右されるものですし、「原因」だとされた事柄の多くは「取り除いたり修正したり」出来ないものです。

また、嘗て「母親の就労」が非行の原因だとされたことがありますが、こうした見方は「母親の就労それ自体の積極的本性を見ないで、現代社会でのその在り方の問題と混同したもの」として否定されてきました(拙著「司法福祉論」57～59頁)。こうしたことは枚挙に暇がありませんが、私たちは非行問題に取り組む時、「非行」の背後に潜む様々な「子ども達の成長への要求」と、それが今日の社会での「現れ方」の両面を注意深く見分ける必要があります。

教師や専門職はこうした「否定の中に肯定を見いだし育てる」仕事の従事者ですから、親たちもこうした教師や専門職と手を組んで、子ども達が「生きづらいよう」と訴えている声に耳を傾けながら前進する親でありたいものです。

さて、こうした見方に立って日本の非行対策を振り返って見ると、罪を犯した未成年者も普通の「裁判所」で「小型の大人」として扱い、大人への「刑罰」を基準に刑を軽くする「寛刑」の時代から、大人の犯罪者収容場所とは別な場所への収容などへと進み、更に大人と違った子ども独自の「裁判」のやり方や子ども独自の「処遇」を生み出しました。「犯罪対策に於ける『児童の発見』」です。

我が国では、それは小崎弘道等による欧米感化事業の紹介から池上雪枝や高瀬眞卿による感化院設立に至る刑事政策の近代化に資する社会事業的活動、留岡幸助による「感化事業の発達」(1897年)刊行や「家庭学校」の設立(1899年)、感化法の制定(1900年)、更に犯罪の原因を「貧困と放縦」だとし、「救貧と教育」こそ犯罪防遏の正道であるとして此を生涯の事業とした小河滋次郎等の先人達と、それらの努力を支えた多くの人々の貴重な業績に励まされて成り立ったものでした。

私はこれらを「少年に対する刑事政策」から「少年刑事政策」への発展過程として捉えて見ると、その特徴を把握しやすくなると考えています。「少年刑事政策」は刑事政策に於ける「児童の発見」「児童の世紀」であり、法制的には「日本国憲法」とその許での「教育基本法」、新「少年法」「少年院法」、「児童福祉法」などによって支えられてきたものです。

「健全育成」とは教育基本法が「心身ともに健康な国民の育成」(1条)を目的として、それが「あらゆる機会に、あらゆる場所に於いて実現されなければならない」(2条)とし、児童福祉法が「心身ともに健やかな」「育成」を目指すことを宣言している点に端的に示されています。新少年法も、日本国憲法の規定する司法を少年に関する刑事政策の中核機関とし、戦前と異なって非行のあるとされる少年の審判場面から検察官・警察官を排除し、少年には付添人選任権や異義申し立て権(抗告権)を保障し、非行を克服しえたと判断される少年の事件は審判を開始しないで終結する等、「少年の育成」を中心とするシステムとして出発したものでした。

然し、「反社会的」とされる行為・状態に対する社会的対応は、油断すると何時でも逆流に流されかねません。我が国於ける「少年法改正」も、社会的救済の充実のように見えながら、本質的には社会的排除強化となる危険性を持ちうることは、実証派犯罪学の雄であったイタリアの歴史や我が国の歴史が雄弁に物語っています。

今日の我が国の状況も決して安閑としてはられないもののように思われます。少年法「改正」問題への取り組みが、世界諸邦の動きや他の諸法「改正」問題などをも視野に入れ、成長発達する能動的存在としての人の子の育成の観点からあらためて吟味されることが大切であるとの感を深くしています。

参考文献

- 山口幸男「少年非行と司法福祉」1971年 ミネルヴァ書房
加藤幸雄、野田正人、赤羽忠之 編著
「司法福祉の焦点」1984年 ミネルヴァ書房
前野育三「刑事政策論」1988年 法律文化社
加藤幸雄「非行臨床と司法福祉」2003年 ミネルヴァ書房
山口幸男「司法福祉論」(増補版)2005年 ミネルヴァ書房
服部 朗「少年法における司法福祉の展開」2006年 成文堂
山口幸男「学際研究開発と実践研究」2006年
近畿大学法学 53巻3,4号

キーワード：母親の就労問題

「(中略)「欠損家庭」の変種として、しばしば(少年非行の)「原因」であるとされてきたものに、母親の就労問題がある。ナイ(I.Nye)は1958年に、母親の就労ないし共稼ぎ家庭は、子どもの放任や監督不足をもたらし、非行化の原因になると主張した。わが国でも政府研究機関を中心に同様な主張が広がったことがあった。しかし、このような主張でも「放任や監督不足」という媒介項を挿入しているように、母の就労を直ちに非行原因と呼ぶことはできないはずである。B.ウートンやA.ホルムらは、こうしたとらえ方の非科学性を早くから指摘していたが、桑原洋子氏は、1964年非行問題国際シンポジウム報告を分析し、それらの報告によっても、母親の就労それ自体が非行の原因となっていると断定できないとしている。はたせるかなわが国政府研究機関でも、子を持つ婦人の就労世帯の全国的割合が、非行少年世帯のそれよりも高くなった60年代末頃から、前記主張を取り下げてしまった。ここには母の就労それ自体の持つ積極的本性と、その今日的形態との混同があったと見てよいのであろう。「母の就労」を「非行原因」のように見せかけた研究方法や社会的装置自体が問われなければならないのである。

同様なことは、今日でも世界各国の非行研究の中で依然として大きな位置を占めている「精神薄弱」児非行の研究についても当てはまる。かりに特定の国の非行少年中に占める「精神薄弱」児童の割合が有意に高いということがあったとしても、精神薄弱が非行原因であることを当然に示すものではない。精神薄弱児童に対する教育・福祉・労働等の保障の問題こそ解決されなければならないことを告げていると見ることもできるのである。非行の「変転」必ずしも「原因」の変転ではないのである。」(拙著「司法福祉論」より抜粋)

少年刑事政策

少年の健全育成を目指して「非行のある少年」を保護し、その非行克服を支援することによって社会も守ろうとする「刑事政策」の特殊な形態である。基本法である「少年法」を軸に展開される問題解決型司法政策であると言える。

少年司法の現場から

家庭裁判所調査官の 立場から



ふじわらまさのり
鈴鹿医療科学大学 教授 藤原正範

(1) 「家裁の人」

筆者は、この6月、「家裁の人」の原作者毛利甚八さんをお願いしたいことがあり、大分まで出掛けた。毛利さんに会いに行くことを学生の何人かに自慢そうに話したところ、その名を誰も知らなかった。これは筆者には軽いショックだった。「家裁の人」は1980年後半から1990年代にかけて評判になった「ビックコミックオリジナル」の連載漫画であり、その後、テレビドラマにもなった。よく考えれば、今筆者の前にいる学生は1990年前後の生まれであり、知らないのは当たり前かもしれない。

「家裁の人」には、何人かの家裁調査官が登場する。緑山家裁の山本博調査官補、岩崎家裁春河支部の大滝信調査官、渋谷直正調査官、今西恭子調査官などである。中でも、本人自身も心に傷を抱え、酒好きで、人情派の渋谷の言葉や活動ぶりは筆者の心に深く刻まれている。家裁調査官の職場は人間臭い。一日中、人の行為、癖、それも誰もが隠しておきたい事柄に関心を向け、ああだ、こうだと議論する。周囲の法律家が法という武器で事実を切り取ろうとするのに抵抗し、その人から発されるかすかな気配も見逃さまいと必死になる。渋谷は、このように真正面から仕事に取り組むことができる存在でありたいという家裁調査官の一つのモデルである。

「家裁の人」= 桑田判事は、渋谷調査官とは対照

的に常に自然体である。法を振りかざすことなく、人も植物と同じように自然の一部であると理解しているかのように、偶然を含めその法則に身を委ねる。桑田の発想は人への畏れと謙虚さであり、実は、家裁調査官こそがこうしなければならないという、もう一つのモデルである。

1990年代は、司法制度全体が変化を始めた時期であるが、中でもっとも大きく変わっていったのは家庭裁判所であった。2000年以降3度の少年法「改正」は、その変化にとどめを刺した感がある。「家裁の人」は、いまどきの学生に知られていないだけでなく、家庭裁判所にとっても古き良き時代の記憶をとどめる古典のような存在になったのであろうか。

(2) 家裁調査官制度

日本で、少年法が誕生したのは1922年のことである。その少年法は現行少年法とは様相を異にする。少年審判所が扱うのは原則として検察官が刑事処分を避けて保護処分を求めてきた未成年者の事件のみであり、少年審判所は司法省に属する行政機関であった。少年審判所には家裁調査官の前身に当たる少年保護司がいて、審判のための資料を作成したり、保護処分の一つとして観察を行ったりした。

その少年法は、日本国憲法の下で全面改正され、

1948年、新少年法が誕生した。新少年法の下で、少年審判を扱う家庭裁判所は最高裁判所を頂点とする司法機関になり、14歳以上の未成年者の犯罪事件全件の送致を受けることになった。専門的調査を担当する職員は旧少年法から引き続き少年保護司と呼ばれた。1950年、少年保護司は少年調査官と名称が変えられ、1951年には家事調査官が置かれた。1954年、少年調査官と家事調査官が統一されて家裁調査官となった。

1948年少年法では、専門的調査の基盤となる科学は医学、心理学、社会学、教育学などとされた。家庭裁判所発足当時、多数の調査の担い手が求められたが、そのような科学を修めた大学卒業生は少数であり、家裁調査官は、旧法の少年保護司、各種分野からの中途採用者、裁判所職員からの昇任試験合格者など雑多な集団であった。

1957年、家裁調査官研修所が設置され、養成部研修によって家裁調査官に任官させる制度が作られた。研修所の設立によって、家裁調査官はケースワーク、カウンセリング、心理テストなどを系統的、実践的に学ぶようになった。1962年、家裁調査官補の採用試験は公務員上級甲となり、心理、社会、教育の専門科目の試験が課された。翌年、受験科目に社会福祉が加えられた。

家裁調査官補の運動により、1966年、家裁調査官補として採用された者が原則として同じ時期に養成部研修を受けて任官するシステムが整えられた。それからの約10数年間、家裁調査官補として3年間を経験した後1年間の養成部研修を受けて任官する制度が続いた。1982年、家裁調査官補として採用後すぐに2年間の養成部研修を受けて3年目に任官する形に改編された。1987年以降、任官後のグレード研修のシステムも整備された。

(3) 家裁調査官の仕事

家裁調査官の仕事の分野は、少年事件と家事事件に分かれる。家裁調査官の現場では、家事のほうが少年より仕事が難しく、よりベテランの者、より「できる」者が配置されなければならないという空気がある。しかし、少年法が家裁調査官の職務を明確に定めているのに比べ、家事審判法はその職務を規定していない¹⁾。家裁調査官の地位は少年法による規定が基本であり、それによって高度な専門性を要求され、極めて高い格付けを得ているのである。

少年法と少年審判規則に定められた家裁調査官の職務は、次のとおりである。

- ① 調査(法8条)
- ② 試験観察(法25条1項)
- ③ 口頭通告の調書記載(規則9条2項)
- ④ 観護(法17条1項1号)
- ⑤ 報告(法7条)
- ⑥ 調査結果の書面報告(規則13条1項・2項)
- ⑦ 意見陳述(規則13条3項)
- ⑧ 審判立会・審判での意見陳述(規則28条2項・30条)
- ⑨ 成績視察(規則38条1項)
- ⑩ 同行状の執行(法13条1項)
- ⑪ 決定の執行(法26条1項)
- ⑫ 保護者に対する措置(法25条の2)
- ⑬ 被害者の意見聴取(法9条の2)

以上のとおり、家裁調査官の仕事は、事件の立件(審判に付すべき少年の報告)・受理(口頭通告の調書記載)という入り口から、決定の執行(少年院送致決定を受けた少年を少年院に連れてゆくことなど)・成績視察(少年院入所中の少年の動向の視察など)という決定後のフォローまでにわたり、その中で一貫して少年の健全育成のため具体的な行動を執ることが求められている。

家裁調査官が一日の執務の中で最も多くの時間を費やしているのは調査である。家庭裁判所の重要な決定は調査の結果なされるのであり²⁾、これは家庭裁判所にとって調査がいかに重要な位置を占めるかを示すものである。調査の結果、保護処分を選択しないことも、審判を開かない決定をすることもできる。調査は、単に静的に事実を切り取って資料作りをするのでなく、少年や保護者、その他少年に関係するものへのはたらきかけを伴う動的なものである。

(4) 家庭裁判所の変質と家裁調査官への管理強化

家裁調査官という職種は、裁判所の中にあって異色の専門職であり、調査等の命令権者である裁判官の監督が及ばない部分がある。1950年代に、首席、次席、主任という管理職制度が設けられ、専門性に関わる指導監督が行われた。1970年代後半から、家庭裁判所の司法機関としての側面を自覚すること、事件を迅速に処理することが強く要請されるようになり、その中で家裁調査官に対する管理強化政策が推し進められた。1980年代に各庁で策定作業が進められた少年事件処理要領、指導監督要領などがそれに当たる。

少年事件処理要領は迅速処理の要請に応えるものであり、送致回数、送致事実によって「軽微事件」という枠を設け、書面審理や短時間面接による簡易報告によって事件処理を促進するという内容に代表される。指導監督要領は、迅速適正処理の目的にかなうよう、管理職が各場面で家裁調査官の仕事をチェック、助言するものである。その象徴的な仕組みとして、家裁調査官の作成した少年調査票を管理職が査閲して押印する制度がある。

このような動きは、ケースを議論し始めれば、経験年数を問わず平等であり、皆が熱くなるというフ

ラットな家裁調査官の人間関係を蝕んだ。同じ時期に、家裁調査官の短期間での広域異動政策が始まり、これが結果として異動回数によって昇任速度が決まる形として定着し、組織をいびつにした。また、家裁調査官は地域社会から切り離され、地域に熟知した上での調査活動が困難になった。

組織の変化は必然的に個々の家裁調査官の調査のやり方を変えたのであり、それが1980年台以降の試験観察数の著しい減少³⁾、1990年台後半からの保護処分率と少年院送致率の大幅な上昇⁴⁾という結果を生んだ、と筆者は考える。

(5) 2000年以降の少年法「改正」と家裁調査官

1948年少年法の「改正」の動きは、その施行もないころから幾度もあった。この法の原則である犯罪少年についての全件送致主義、少年審判からの検察官の排除が批判的にされ、それを崩す「改正」案が提案された。しかし、そのつど反対運動が起き、「改正」はなかなか実現しなかった。

1993年の「山形マット事件」、1997年の「神戸須磨事件」などをきっかけに、少年法には欠陥があるという声が強まった。1999年、検察官の少年審判出席を可能にする事実認定手続の変更を図る方向での少年法改正案が国会に上程されたが、それは成立しなかった。2000年、事実認定手続のほか厳罰化、被害者への配慮が盛り込まれた法案が、国会で可決成立し、2001年4月から施行された。

家裁調査官の職場では、この「改正」法施行は冷静に受け止められた。「改正」によって少年法の理念は変わったわけではなく、少年事件への国民の関心が強まる中で、少年の立ち直りに向けての調査や措置を徹底しようとする前向きな意見が多かった。具体的には、事実認定手続について家裁調査官の専門性により裁判官へのサポートの可能性を探った

り、被害者の視点を調査や保護的措置に生かす方法を検討したり、少年の健全育成に向けて保護者への支援を強める方法を試みたりする動きである。

施行後数年を経る中で、「改正」の効果の議論は、数字として見え易い部分である、少年法20条2項の検察官送致率に集中するようになった。2001年4月～2002年3月が67.7%、2002年4月～2003年3月が51.7%、2003年4月～2004年3月が55.8%、2004年4月～2005年3月が73.6%、2005年4月～2006年3月が66.7%であり、5年間の平均は61.9%であった。20条2項は、16歳以上の少年の「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」を原則として検察官送致（原則逆送）すると規定した条文であるが、そのただし書において「犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情」の調査を求めている。

家裁調査官の研修などで20条2項がしばしば問題にされたが、そこでは調査を徹底することよりも、原則逆送の重みが強調された。現在、当該事件で家裁調査官が保護処分意見を書くことには相当な勇気を伴うという状況が生まれている。

2006年、少年法の再「改正」案が国会上程され、翌年成立した。これは触法少年の殺人事件が反復されたことで、少年法に対する世論が再び厳しくなったためである。この「改正」により、触法少年による重大事件については、警察が調査して児童相談所に送致しなければならないこととなり、児童相談所は原則として家庭裁判所送致する措置を執ることになった。また、少年院に送致できる年齢の下限がおおむね12歳に引き下げられ、保護観察の強化が図られた。2008年、再度「改正」され、少年審判への被害者の傍聴が認められることとなった。

2009年5月、裁判員制度がスタートした。少年事件が検察官送致された場合、重大事件では裁判員裁

判が行われる。成人事件と比べると、少年事件には動機、背景の解明に特有の難しさがある。彼らの行為は発達状況に規定され、しかも環境の影響を多分に受けている。事実認定、法令の適用や量刑を的確に判断するためには、その少年の育ちを知る必要があり、情報の宝庫である家庭裁判所の調査結果（社会記録）が積極的に活用されなければならない。裁判員裁判は、家庭裁判所に可能な限り豊かな情報提供を求める方向で運営されるべきであり、家庭裁判所がその要請にしっかり応える存在になればと願う。

(6) 家裁調査官はどこへ行くのか

家庭裁判所は、家裁調査官の行う仕事によって、初めて、少年法が予定した家庭裁判所になる。「家裁の人」から受ける感動は、一話一話の練りに練られたエピソードではなく、底流にある家庭裁判所の理念とそれに忠実になろうとする登場人物によってもたらされる。家裁調査官は常に家庭裁判所の理念の先頭にいなければならない。

家裁調査官は、個々の考えや立場の違いがあるにしても、次の2つの理念を共有してきたはずである。一つ目は、非行の多くが少年の発達に即した適切な支援によって乗り越えられるものであること。二つ目はどんなに重い罪を犯した場合もその少年の健全育成が徹底して検討されなければならないこと⁵⁾。度重なる少年法「改正」によって家庭裁判所の刑事裁判所化が進んだことは否めないが、家裁調査官がこの理念を共有し、そのことに誇りを持ち続けている限り、戻る道は失われてはいないと思う。

注

- 1) 家事審判法に家庭裁判所調査官という職名は出てくるが、その職務内容が規定されるのは家事審判規則である。
- 2) 少年法において、都道府県知事又は児童相談所長への送致、審判を開始しない旨の決定、検察官への送致、審判開始の決定は、「調査の結果」行くとされている。
- 3) 一般事件に占める試験観察率は、1970年-4.1%、1975年-3.1%、1980年-2.2%、1985年-1.9%、1990年-1.7%、1995年-1.8% (司法統計年報)と変化している。
- 4) 一般事件の保護処分率は、1990年-13.3%、1995年-20.1%、2000年-31.5%、少年院送致率は、1990年-3.0%、1995年-4.4%、2000年-7.2% (司法統計年報)と変化している。
- 5) 少年法には、検察官送致決定後も、少年法の精神を生かした刑事裁判の運営と決定、刑執行の緩和の規定が置かれる。18歳以上の少年については、検察官送致後刑事裁判において死刑の選択が可能であり、健全育成の例外になっている。

参考文献

- 澤登俊雄(2003)「少年法入門(第2版補訂)」、有斐閣
 寺尾絢彦(2003)「家裁調査官が見た少年法50年
 —司法的機能と福祉的機能の調和」、現代人文社
 藤原正範(2006)「少年事件に取り組む
 —家裁調査官の現場から」、岩波書店
 藤原正範(2009)「家裁調査官の調査の劣化を危惧する」
 『刑事弁護』57、現代人文社
 毛利甚八(1988~1996)「家裁の人」1~15、小学館
 若穂井透(2006)「少年法改正の争点
 —司法福祉と児童福祉の課題は何か」、現代人文社

キーワード：原則逆送

2000年少年法「改正」による、16歳以上の少年の「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」(殺人、傷害致死等)を原則として検察官送致する20条2項の規定。調査の結果、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは原則に従わなくてもいい。この検察官送致率が「改正」少年法の効果を象徴的に示す指標として注目される。原則を破るのがどういう事例か、どういう調査が行われるべきかがしばしば議論になる。



少年司法の現場から

少年院法務教官の 立場から



わかさひろなお
若狭広直

秋田刑務所 統括矯正処遇官(教育担当)、法務事務官

1. はじめに

少年院は、知られているようで実は全く知られていないというのが、筆者の個人的感想です。少年院という施設があることは知っているが、どのような教育や日常生活をしているのかなど、本当に知られていないことばかりです。

本稿では、筆者の法務教官としての経験と考えをもとに、少年院での生活について物語的に紹介しつつ、議論の材料提供をしてみようと考えています。

本論に入る前に、本稿は筆者個人の私見であることをお断りしておきます。

2. 少年院とは

少年院は「家庭裁判所から保護処分として送致された者」を「収容」し、「矯正教育を受け」る国立の矯正施設です。矯正施設は、大きく分けて、刑務

所・拘置所・少年刑務所の「刑事施設」と、少年院・少年鑑別所の「少年施設」があります。筆者が現在勤務しているのは刑事施設である刑務所です。

少年院には、種別と処遇課程等の別があります。

下の図1では、それを簡単な表にしました。

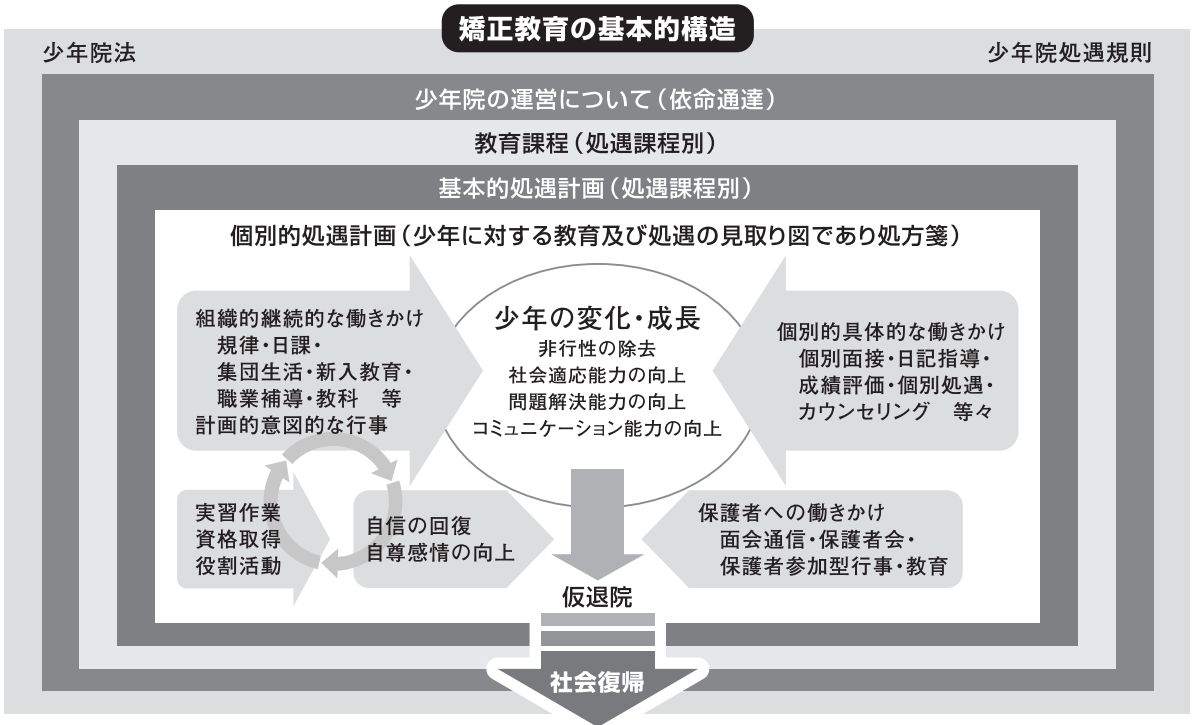
初等少年院には「心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を収容」するとされています。これが、少年法及び少年院法の今次改正で話題となった部分の一つでしょう。

また、中等少年院には「心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者」を、特別少年院には「心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ16歳以上23歳未満の者」及び「16歳未満の少年院収容受刑者」を、医療少年院には「心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者」を収容することとされています。

〈図1〉

法的種別		運用上の処遇課程等	
初等少年院 中等少年院	一般短期処遇	特修短期処遇 (O)	
		短期教科教育課程 (SE)	短期生活訓練課程 (SG)
	特別少年院	教科教育課程 (E1. E2. E3)	
		生活訓練課程 (G1. G2. G3)	
		職業能力開発課程 (V1. V2)	
	医療少年院	特殊教育課程 (H1. H2)	
医療措置課程 (M1. M2. P1. P2)			

〈図2〉



初等少年院及び中等少年院には、収容期間の短い特修短期処遇と一般短期処遇があります。

その上で、少年院における矯正教育、少年に対する働きかけを図式化してみますと、図2のような構造であると筆者は理解しています。

少年院では、一人一人の少年に担任となる教官が「個別的処遇計画」を作成します。これは、各少年院の教育課程や処遇内容に基づいて、少年に取り組ませるべき課題等について、表にしたものです。各少年院では、教育課程により編成された日課を運営しつつ、個々の少年に対しては「個別的処遇計画」に基づいた処遇を、計画的に実施しているのです。

3. 「物語構造」でみる少年院

筆者がこれから試みようとしていることは、冒険ファンタジーにおける「物語構造」によって、少年院について説明しようというものです。

冒険ファンタジーに共通するテーマは「死と再生」だと言われています。ここで言う「死」は具体的な「死」ではなく、現実世界を離れるということで、「再生」とは、現実世界に戻ることをいいます。

多くの冒険ファンタジーでは、主人公は周囲から迫害されるか、全くつまらない日常を送っています。ところが、何かのきっかけで全く別な世界「異界」へと旅立つことになり、そこで新しい役割や課題を与えられ、新しい指導者や仲間を得て、数々の試練を克服し、最終課題を達成して異界での役割を終え、元の現実世界へと戻ります。このとき、主人公は大きく成長し、自立を迎えます。

この構造は少年司法の手続きと驚くほど似ています。再生とは甦りであり、甦りとは「更生」です。

さて、ここに一人の少年がいます。仮にQと名付けましょう。Qは、自分の生活をつまらなく考えている中学生です。両親とも話が合わず、学校にも

居場所がない。ちょっとしたきっかけで傷害事件を起こしてしまい、重大な結果を引き起こしてしまいました。Qは、少年審判で中等少年院送致の保護処分を受けました。Qは、家族と離され、友達や社会での様々な関係から切り離され、遠く離れた少年院で暮らすこととなったのです。

少年院に送致されたその日、Qは私物を領置され、制服を貸与され、髪も短く刈り揃えられました。彼は少年院の生徒であるQ少年となったのです。

これは冒険ファンタジーでいう異界への旅立ちです。主人公は無力でまだ何も持っていません。

少年院では、教育期間を三つに分けています。すなわち、新入時教育期(新入期)、中間期教育期(中間期)、出院準備教育期(出準期)です。

少年には、先述の「個別的処遇計画」によって、「個人別教育目標」が与えられます。そして、三つの教育期間に応じて、「段階別到達目標」が下位目標として与えられます。「段階別教育目標」が達成できないと、次の教育期間には進めません(図3)。

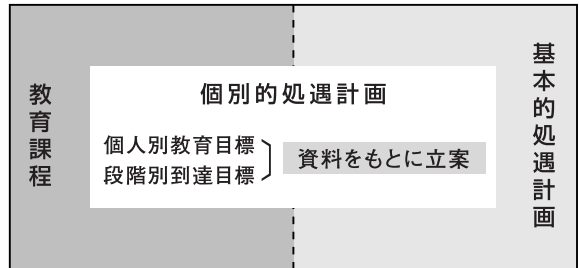
これらは、冒険ファンタジーで示される課題です。一つひとつの課題を達成し、最終課題を達成しなければ、元の世界には帰れないのです。

Q少年も新入期の段階別到達目標を与えられ、新入時に乗り越えなければならない課題と知っておかなければならない知識を示され、そして、過去を振り返るための課題を与えられるのです。

新入期に覚えなければならないことに「遵守事項」があります。これは少年院内のルールであり、禁止事項です。少年院は、「規律ある生活」を重要視します。規律とは何か、簡単に言えば「守らなければならない約束事であり、内面化しなければならない規範」です。これに違反すると、違反した事実について調査され、懲戒を受けなければなりません。

新入期から中間期に移行する際、中間期以降の教

〈図3〉



育を受け持つ個別担任教官と出会うことになりません。

冒険ファンタジーでは中盤以降、この指導者との出会いが大きな意味を持つことになります。なぜなら、主人公が最終課題を達成するためには、指導者を乗り越えなければならないからです。

Q少年は午前には教科の授業、午後には体育、問題別指導やSST、アサーション・トレーニングなどの対人関係円滑化指導を受けます。それぞれに作文や感想文などの課題が出ることもあります。その他に、担任教官から出される課題作文に取り組みなければなりません。最初はできないことだらけです。新入期でもそうでした。けれど、少年院ではできればできるようになるまでやらなければなりません。やがて、気がつくとできるようになっているのです。できなかったことができるようになったとき、どの教官も誉めてくれます。できないと拒否すれば、叱られるだけでなく、場合によっては規律違反として調査や懲戒になることだってあるのですが、できたときには教官も一緒になって喜ぶのです。

少年院生活も半分を過ぎると、Q少年は自分でも以前の自分と違ってきたことに気がきます。以前なら、どんなことでもやってみる前に「できるわけない」とか「だるい」とか「やりたくない」という気持ちは先立ったのに、今はなんだか自信がついてきて、「面白そうだ」とか「絶対にやり遂げよう」と

いう気持ちになるのです。苦しいときや悩むときもありますが、どんなに困難な課題であっても向き合おうという気持ちになるのです。

非行克服の理論では、非行について様々な捉え方をしています。筆者は「思春期の発達課題モデル」の考え方に依拠しています。筆者の理解では、非行に陥る少年は、思春期やそれ以前に達成されているべき発達課題を迂回した結果、言わば「宿題が山積み」の状態になっているのです。例えば、コミュニケーションひとつとっても、自分の思いや気持ちを周囲に伝達できない少年が多いように思えます。

矯正教育は、実に基本的なことばかりです。何も特殊なことはしていません。ですから、筆者は保護者会等で「少年院は毎日が夏休みの最終日のような」ものだと話してきました。少年たちは、積み残した宿題を懸命にやり遂げようとしているのです。

中間期の後半には、Q少年は寮内の役割活動でも主導的な役割を担い、後輩となった少年(年下とは限りません)に対して指導することもあります。

出準期に移行すると、もう社会へ帰る準備もしなければなりません。社会復帰後、復学・進学や就労についてどうするのか、家族との関係をどうするのか、自分の意志を保護者に具体的に伝えなければなりません。少年院生活のまとめとは、社会復帰後の生活を具体化させることにあります。

そして、これが冒険ファンタジーにおける最終課題であり、「最後の戦い」となるものです。

少年院では、少年と保護者との関係修復や矯正教育に対する理解を得るために、宿泊面会や特別面会、保護者参加型行事や授業を行っています。もしかすると、そこで少年がはっきりと自分の思いを伝えることが最終課題になるのかも知れません。

そして、社会復帰です。社会復帰に際しては、多くの場合、保護者のもとに帰ります。言ってみれば、

元の環境に戻るわけです。しかし、同じ環境に戻っても、条件は同じではありません。少年自身が成長し、変わるにより、保護者も変わるかも知れませんし、少年自身の環境に対する評価も変わっているのかも知れません。

Q少年は家族に、復学した上で進学したいこと、将来希望する職業についてはっきりと伝えました。もちろん、自分の起こした事件の結果とも真剣に向き合うことも伝えました。これが、Q少年の再生の始まりです。

4. 法務教官の課題

きわめて簡単に少年院について振り返ってみました。もちろん足りないことがたくさんあると思います。ここで、法務教官の課題について考えてみます。

法務教官は専門職として採用されますが、誰もが最初から専門家ではありません。研修を受け、勤務しながら、自分で学び、研究し、努力して、専門家らしくなっていくのです。

しかしながら、すべての法務教官が専門家たり得る存在となるとは限りません。中には施設生活の専門家になる者もいます。そうになってしまうと、社会一般も関係ありませんし、少年の社会復帰後も想像力が及びません。ただ、施設の生活が段取りよく回ることを考えます。時折、少年院でも哀しい問題が起きることがありますが、それはこのような結果が関係していると考えます。

先に筆者の非行観は「思春期の発達課題モデル」と述べました。少年たちが感じているのは、生き辛さであり、伝わりにくさだと筆者は感じています。中には早くから問題がこじれていることや、虐待などによって大きく考え方や感じ方が歪んでいることもあります。法務教官は、「わからない」ことを理解し、「できない」ことを理解し、その上で伴走者

として、範を示していかなければならないと思います。

5. 健全な子ども観を持つこと

少年院には規律(遵守事項)があり、児童自立支援施設では「枠のある生活」があります。規律は内面化すべき規範であると述べましたが、これらは手段です。ともすれば施設職員は、施設の管理や日課の円滑な運営に傾注しがちです。しかしながら、施設の規律や枠組みを守らせることが目的化してしまえば、施設本来の目的を失っていると言えます。

また、非行の低年齢化とともに非行の凶悪化と言われて久しいですが、よくよく観察すれば、低年齢化も凶悪化も、非行の態様が「幼稚化」した結果だと言えるのではないのでしょうか。大人顔負けではなく、より幼く稚拙で、適切な表現や処理ができない少年が目立つようになったのではないのでしょうか。

非行のある少年の改善更生には「自尊感情の回復」が大切だと言われています。この自尊感情は、セルフ・エスティームを訳したものであり、いわゆるプライドとは異なるものです。自尊感情の回復とは「自分が大切な存在であると自覚すること」ではないのでしょうか。自分が大切な存在であると自覚できこそ、相手もまた大切な存在だと理解できるのではないのでしょうか。かつて「どうして人を殺してはいけないの」という発問に大人たちが言葉を失ったことがあります。この発問を自尊感情の回復の視点で読み解けば「自分に価値はあるのか」となると思います。

大人に必要なのは、とりわけ各機関で非行のある少年に向き合う我々に必要なものは、健全な子ども観を持つことだと私は思います。

6. 終わりに

少年法改正により「厳罰化」したと言われます。少年司法が、刑事司法に近づいたことは否定できないでしょう。少年院に収容できる年齢が下げられたことも、その一つなのでしょう。

しかし、議論されなければならないのは、非行のある少年に対して、各機関が、個別具体的なケースに対して、どのような介入なり処遇が提供できるのか、ということだと思います。少年院収容年齢が下げられたことや、刑罰を科す年齢が下げられたことは、選択肢が増えたと捉えることもできるのです。

問題は、各機関なり施設が個別具体的なケースに対して、懇切丁寧で、より高度で科学的で、少年が自分自身の存在も他人の存在も大切な存在なのだと思えるような介入なり処遇ができるようにならないことなのだと思います。

参考文献

- 加藤幸雄 2003年「非行臨床と司法福祉」ミネルヴァ書房
山口幸男 1991年「司法福祉論」ミネルヴァ書房
月刊少年育成 2006年10月号(607号)
「特集処遇現場の困難」(社)大阪少年補導協会
佐々木光郎 2000年「『いい子』の非行」春秋社
毛利甚八 2008年「少年院のかたち」現代人文社
寺尾絢彦 2003年「家裁調査官が見た少年法50年」現代人文社

キーワード：低年齢少年の処遇について

低年齢少年の処遇については、男女教官のペアに加えて精神科医や心理技官が支援する処遇チームを組織することとなっている。少年の居室は個室とし、髪型や服装などに特段の注意を払うこととなっている。つまり、制服や短く刈り揃えられた髪型という一律の姿ではないということとなる。その他にも、発達上の特性を鑑みた処遇や、規律違反となることを行った場合にも、出来る限り懲戒によらない方法をとることとされている。

少年司法の現場から

保護司の活動を通して



おおぬま こと
作家、保護司 大沼えり子

哀しみの影

「基本的に俺ら大人信じないっすから」。

吐き捨てるように浴びせられるこの言葉、担当する少年たちが口にするこの言葉を幾度聞いたことだろう。その度に感じる言いようもない焦燥。それはこう言い切る彼らのこれまで生き続けてきた十数年間の中に隠された哀しみの影がそこに潜んでいることが胸を締め付けるからだ。私の目を見つめ、この少年は何を訴えているのだろう、少年のこれまでに何があったのだろう、その瞳の後ろに住む哀しみの影がまるで鋭利な氷の矢のように私の心に深く突き刺さる。

01年11月、法務大臣の委嘱を受け、保護司の職務につき、早8年になろうとしている。試行錯誤を繰り返し、信じられる大人でありたいと、威信をかけてただがむしゃらに対象者と向き合い、多くの時間を費やし、共に泣き、怒り、喜び、笑い会えるその時を迎えるために走り続けている。

「大人を信じない」と吐き捨てるように言う彼らの言葉の後ろに隠された絡み合いよじれた心の糸をほぐすことこそが、その疑問符を打ち消し、真の更生に繋がると思うのである。

院内DJ放送 “Country Boy”

私は8年に亘り東北地方の3少年院に向けて院内

DJ放送を贈り続けている。それはある一人の少年との出会いから始まった。保護司の委嘱を受けた翌12月、私は更生保護女性会の会員の方々と共に少年院の参観に出かけた。鉄の扉の向こうに広がる世界は小さなガラス窓から見る事ができる。施設内はテレビや映画に出てくるそれとそっくりだった。その中に籠る若い少年たちの匂いがとても不自然だった。いくつかの寮を案内して頂いたが少年と会うことはなかった。少年たちは社会復帰の時に備えそれぞれの選んだ資格取得のための実技訓練の最中ということで、作業場にいるらしかった。やっと少年たちに会える期待を胸に長い通路を作業場に向かっていてその時、一人の少年が歩いてきた。「えっ？」という感覚だった。少年は疑問符と戦っている私の前に立ち止まり、見事な「気をつけ」の姿勢で私の目を真っ直ぐに見据え、はっきりとした声で「こんにちは！」と挨拶をくれた。坊主頭の少年はあまりに素朴で、可愛らしく、その目には寸分の曇りもない。透き通ったその瞳に秘められた寂しさは今も忘れることができない。まるで非行とは無縁のその純朴さにわが身を言いようもない悲しみが襲った。作業場では沢山の少年たちが熱心に作業に励んでいた。はにかんだ目が時折こちらを見る。そこにも非行の色は寸分も見えない。「いったいこの少年たちに何があったのだろう。なぜこの子たちはここに

なければならぬのだろう」。形容し難い感情が込み上げ胸が詰まる。出院準備の寮に行った。そこには壁に張られた少年たちの詩や作文があった。少年たちの家族への謝罪や感謝の思いが綴ってあった。参観の最初にお話下さった院長先生の言葉が私の脳裏を過ぎった。「ここにいる少年たちのほとんどは家族に恵まれていません。虐待やいじめに遭っています」。

いたたまれなかった、幸薄い彼らの、これまでを恨むこともなく、ただひたすら家族への想いを込めたその心があまりに悲しく涙が止まらない。時は12月、私は彼らのクリスマスを思った。その心に少しのやさしさをプレゼントせずにはいられなかった。そして思いついたのがDJ放送だった。

翌日私はその企画を抱え少年院に赴いた。院長先生始め教官の方々がご快諾、ご協力下さり、01年12月24日初めてのDJ放送“Country Boy”がクリスマスプレゼントとして少年院に流れた。「Heart to Heart」、私たちスタッフの、院長先生、教官の皆さんの想いが少年たちの想いに重なる。その後、月に1回1時間の放送を彼らの心に贈り続けている。

家族作り

保護司として対象少年と関わる時、家族との関わりが重要となる。それは少年の立ち直りには家族の協力が不可欠だからだ。だが、驚くことにそのほとんどの家族が家族としての機能を果たしていない。片親や家族構成が複雑であることが多く、そこにはいつも不満が溢れ、いがみ合い、接点を持つという努力は噛み合わず、感情がすれ違い、あたたかさなど微塵も感じられない。だが、人間誰しもあたたかい家庭や家族関係を求めている。それがなぜかうまくいかないだけなのだ。私はそんな家族の中に入り、少年とその家族それぞれの話をじっくり

聞き、どこにすれ違いがあるかを突き止め、接点を探す。すると見えてくるのは互いを思っていることを伝える術を知らないということだ。その術を上手く伝えられれば、少年の更生の道が開け、家族が「家族」に生まれ変わる。私はまず家族に簡単に守れる約束をする。例えば「挨拶」である。ある少年の家では家族内で挨拶をしない。私は啞然とする。「誰であろうと、挨拶はするものです。家族なら尚更ですよ。約束ですよ」と少年と家族の双方に約束をする。毎日は無理とのことから2日に1回から始め、徐々に増やす方法を取る。すると嫌がっていた少年もご両親の声掛けに答えるようになった。次の作戦は「一緒にご飯」である。この家族は少年はもとより夫婦さえ一緒にご飯を食べたことがないと言う。そこで、3日に1回、一緒にご飯を食べる約束をし、徐々に回数を増やしていった。根気のいる作業だが、その度に連絡し、確認し、約束を守れた時には双方を誉める。すると徐々に一緒の食事の回数が増え、共に食事を取るという楽しさを実感し、挨拶をしなかった家族に会話が生まれてくる。作戦開始から7ヶ月が過ぎたクリスマスイヴの夜、「先生、私生まれて始めてクリスマスを家族で迎えました。いいもんですね。今、息子にプレゼント貰いました。この子が生まれて18年、一度も皆でクリスマスなんか迎えたことがなかった。息子に申し訳ないと思っています。やっと家族になれた気がします」との電話を頂いた時にはこちらの方が嬉しくて、大きなクリスマスプレゼントを頂戴したと、胸がいっぱいになった。

被害者家族との出会い～葛藤～

ある日、1通の手紙と1冊の本が送られてきた。その本は残忍な殺害をされた被害者の両親が出版したものだった。添えられた手紙は、「新聞で大沼さ

んのことを知りました。この本は被害者の遺族が書かれた本です。ご感想を頂けたなら幸いです」という出版に携わった方からのものだった。

私は犯罪被害者の会が発足した当初からの会員である。関係の本はよく読んでいた。その度に切ない思いと、怒りに震えた。著書を読み始めると犯行の一部始終が克明に書かれておりあまりの惨さに涙が止まらず、被害者の無念が可哀想で、言いようもない悲しみと怒りが込み上げた。その怒りは犯人やその家族に向けられ、やがて矛先は手紙の主に向かった。私は「なぜ私にこのような苦しみを味わわせるのか」と、泣きながらその主に電話した。その答えはこうだった。「この本は被害者の遺族の書かれた貴重な本です。しかし、読むのは被害者の方々です。ですから、加害者側の方が読んだらどう感じるかを聞いたかった」と言う。「加害者側？」—そうである、被害者側にしてみれば保護司は憎い加害者側なのだということをこの時初めて認識した。ショックだった。読後私はある行動を取った。それは著者と直接会い、私の保護司としての認識を確認することだった。だが、お会いした著者の悲しみや苦しみ、怒りと癒えぬ思いはあまりに深く、その中で、私の語る認識を何とか理解してくれようと揺れるその心があまりに痛ましく、その痛みが私の体中を駆け巡り、いい知れぬ葛藤が交錯する中、「決して同じような事件は起こしてはならない」との信念にも近い思いが去来し、そのためにもやはり私は保護司を続けなければならない、と固く心に誓ったのだった。

少年の家「Rosy-Bell」～夢を叶えて～

DJを発信して4年が経った頃、一通の手紙が私の元に届いた。それは少年院在院中の少年からだった。少年は手紙に感謝状と書いていた。その中で私を大きく動かしたことがあった。それは少年は生ま

れてからずっと天涯孤独であること、夢は暴力団の組長になることだったこと、しかし私たちのDJを聞いて考えを変えたとのことだ。少年は教師になるという夢を抱いた。その夢が叶い教師になったら、私たちに「ありがとう」を言いに来ることが最終的な夢だとその手紙に綴ってあった。仮退院が目前だった。しかし、彼はその後しばらく仮退院できずにいたことを知った。不勉強にも、少年院では確固たる引受人や引き受け先がなければいつまでも仮退院として出院させられないこと、各少年院ではそのような少年たちが更生保護施設の空きを待っていることもこの時に初めて知ったのである。胸が張り裂けそうだった。

その時ある感情が過ぎった。「少年たちが帰って来る家を建てたい。もし、この手紙の少年が夢を叶えて私の元を訪れた時、『お帰り、待ってたのよ、良く頑張ったね』と言って上げたい。招かざる不幸の中で、大きすぎる夢を叶えたその暁に帰って来る家を建てよう」。そのためには資金が必要である。私は本を書くことにした。それが『この想いを伝えて…』である。この本は私の保護司、DJとして少年たちとその家族との関わり、私たちのすぐ隣で繰り返らされている現実を社会に知ってほしい、との想いを書き綴った。出版に際しては、対象者とその家族、少年院、保護観察所の多大なる協力を頂戴した。この本を原作としたドラマ『ガラスの牙』がCBCによって制作され、TBS系で放送され、08年日本民間放送連盟賞ドラマ部門優秀賞を受賞した。執筆中に勝田弁護士と知り合い、意気投合した私たちは、同志と共に07年6月「少年の家設立準備委員会」を立ち上げた。夢を実化するために、私は2冊目の著書『君の笑顔に会いたくて』を08年7月に出版、13年の建設を目指し08年10月、NPO法人「Rosy-Bell」を立ち上げた。幸薄く家族を持たない

1冊目の著書
『この想いを伝えて…』



大沼えり子
人間として本質は壊れしんだよ

この想いを
伝えて…



2冊目の著書
『君の笑顔に会いたくて』

少年の家「Rosy-Bell」を
紹介したパンフレット

少年たち、非行という迷路から何とか這い上がろうと頑張っている少年たちの心の故郷になれる家、彼らのもう一つの家族が待つ夢の家の建設のために私たちは現在会員やご寄付を募り、私は執筆や各地での講演を中心に募金箱片手に奔走を続けている。

愛されるためにそして幸せになるために ～少年法と非行～

少年たちは愛に飢えている。与えられなかった愛を得たいがための不器用な行動、それが非行なのではないだろうか。彼らが少しでも愛され、必要とされて育っていたなら、自分の存在価値を自分自身が感じていたなら、彼らは決して非行に走るなどなかったであろうという確信が私にはある。人を信じられない、自分は必要とされていないゴミでしかないと思いつける少年たち。生まれて来なければよかったというその捨て鉢な生き様、つらすぎる過去を抱えて生きる彼らの人生は果たして彼ら自身が招いたものなのだろうか。虐待、家族崩壊、いじめや差別という寂しさと孤独、絶望感の中で一人では越

えきれない苦しみを生き抜いて来た彼らを誰が責めることができよう。

愛されることを知らない子どもは、それ以上の愛を探し求め、愛を得るための不器用な一つ的手段として非行に走る。その招かざる不幸を全ての大人はその責任において知らねばならない。非行は少年たちの心の発する悲鳴であることを我々大人が認め、受け止め、考えを改め、対応しなければこれから先もその叫びは止むことはないだろう。

大人が今一度家族や学校、近隣との連携という抜本的な環境の作り直しをしなければ、どれだけ少年法が改正され、厳罰化されたとしても、その効力は如何に乏しいものになるかを知らなければならない。

哀しい悲劇が繰り返されぬよう、真に彼らを救う道、非行や犯罪という得体の知れない怪物から彼らを守る唯一の方法は、家族の愛、見守る人々の愛、それに尽きるのである。

協力：仙台保護観察所

参考図書

- 「更生保護制度」ミネルヴァ書房
- 「更生保護50年史」全国保護司連盟
- 「保護司の手引き」法務省保護局
- 「再会の日々」本の森
- 「よみがえれ少年院の少女たち」かもがわ出版
- 「心の病の診察室」太陽出版
- 「犯罪心理学」PHP書房
- 「光市事件裁判を考える」現代人文社編集部

キーワード：保護司

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護を支える重要な民間ボランティアで非常勤の国家公務員とされている。法務省が定める保護司法第1条には、「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命とする。」と記されており、保護司と常勤の法務省職員の保護観察官との協働態勢によって更生保護は実施されている。

福祉教育の実践を通して

児童相談所児童福祉司の 立場から

— 非行専任児童福祉司の実践をとおして —

名古屋市児童相談所 児童福祉司 (非行相談アドバイザー)



わたなべ しのぶ
渡辺 忍

1. はじめに

今年には児童福祉法が制定されて62年目の年である。発足時、全国に設置された児童相談所は92ヶ所足らずであったが、最近では201ヶ所にまで増え続けている。それは近年の児童虐待の「急増」が背景にあるといわれている。

私が名古屋市児童相談所で勤務するようになり、今年で26年目を迎えている。特に2002年4月(平成14年)から2009年3月(平成21年)までの7年間、全国の児童相談所でも珍しい非行専任児童福祉司として実践することができた。それは、少年法の第1次改正、第2次改正と重なる時期でもあった。

本稿では、少年法改正を児童相談所児童福祉司の立場から振り返ることで、児童相談所における非行相談を再考してみたい。

2. 児童相談所と非行相談

非行少年、非行相談というと少年法や家庭裁判所を一般的には想起しがちである。しかし、非行相談は児童相談所が発足以来61年間ずっと取り組んできた相談である。表1は児童相談所と家庭裁判所の守備範囲を表わしたものである。

児童相談所は一般的に「18歳未満の子どものあらゆる相談・通告を受け、専門的な援助等を行う」機関である。非行相談については、表1でいえば対

象を①触法少年(触法相談)、②18歳未満のぐ犯少年、③不良少年(②、③をぐ犯行為等相談という)に分けることができる。しかし、少年法と児童福祉法との連続性で、犯罪少年であっても家庭裁判所の調査・審判の結果、児童福祉による援助が適当と判断された場合は少年法第18条(児童相談所長送致)や24条(児童自立支援施設等送致)により児童相談所に送致されてくる。また、逆に触法少年等であっても児童相談所の調査や指導の結果、「審判に付すことが適当」と判断した場合は家庭裁判所に送致することもできる。

これまで、触法少年を補導した警察署は調査の結果、要保護性のある少年を児童福祉法第25条に基づき、「要保護児童」と認知し、児童相談所に「通告」してきた。非行相談は親子自らが相談に訪れることが少ないため、児童相談所はこの「通告」を基に非行を犯した子どもたちを、児童福祉的な立場から親子を含めて援助してきた。しかし、2007年の少年法改正ではこの児童福祉の理念を大きく変えようとしている。新設された少年法第6条の6では、一定の基準を超える触法行為を行った子ども(例えば、大人でいえば禁固2年以上の罪に相当するような行為など)を、児童相談所に「触法事件送致」することが可能となった。この送致を受けた児童相談所は速やかに調査を行い、家庭裁判所に送致すべき

〈表1〉 児童相談所と家庭裁判所の守備範囲

14歳未満	14歳以上18歳未満	18歳以上20歳未満
③ 不良少年 深夜徘徊 不良交友 喫煙 家出 他		
② 少年 ア 保護者の正当な監護に服しない性癖があること イ 正当な理由がなく家庭に寄りつかない ウ 犯罪性のある性格又は不道徳な人と交際、又はいかがわしい場所に入出入りする エ 自己又は他人の特性を害する行為をする性癖がある 上記の事由があり、性格又は環境に照らし、将来罪を犯す又は刑罰法令に触れるおそれがある(《犯性》)		
① 触法少年 刑法、特別法に触れる行為をした少年	④ 犯罪少年 刑法、特別法に違反する行為をした少年	

〈取り扱い機関〉

児童相談所
 児童相談所、家庭裁判所
 家庭裁判所

かどうかの判断を迫られる。少年法改正で、児童相談所における触法相談(通告)は、警察署からの「通告」と「送致」の2本立てになったのである。

3. 非行相談の変化

ところで、この少年法改正によって児童相談所の非行相談(通告)は具体的にどのように変わりつつあるのか、事例をとおして紹介したい(事例については守秘義務があるため、創作を加えていることをお許しいただきたい)。

まず、触法通告であるが、以前では家庭環境が複雑(離婚再婚を繰り返す家庭、疾病を抱えた家庭、兄弟の非行文化が続いている家庭など)で、貧困などの生活困難を抱えているような事例が多くみられた。しかし、ここ最近では「通告内容(事件内容)」に着目した事例が増えている。性的な非行、ひったくり、失火・放火(火遊び)、インターネットを使った詐欺、通貨偽造、などの行為ではこれまでの非行歴がなく、両親がそろっていて、それなりの地位にある親であったとしても「要保護児童」として「通告」されてくる。来所を促す通知を保護者宛に

出すと、多くのケースは協力的で調査等に応じてくれるが、少数ではあるが「子どものことは家庭で監督できる」「警察からはそんなことは(児童相談所に呼ばれる)いわれていません」と関わることを拒否するケースに出会うこともある。こういう場合でも、根気良く家族と向き合い、しっかりした「見立て」に基づいた援助ができるように努めている。中には「否認」される事例に出会うこともある。こういった時、子どもの意見を否定せず、警察署まで出向き関係書類を閲覧し、時には弁護士の意見を聞き対応することもある。

少年法改正の弾みとなったのは2003年、

2004年と長崎県で続いた小学生による「殺人事件」といわれている。子どもたちは「凶悪化している」というけれど、実際に児童相談所で出合った「重大ひったくり事件」で身柄付通告をされてきた子どもたちをみても、実年齢よりずっと幼く育ちきれてなく、表現できる言葉も少なく、対人関係の取り方は稚拙であり、「どうしてこんな子どもが」と思うことが多い。

4. 非行専任児童福祉司としての実践から

名古屋市児童相談所では、1998年(平成10年)から11年間主訴別相談体制をとり、非行相談を特化させた「非行専任チーム」を設けてきた。私も2002年(平成14年)からこのチームに加わり、「非行専任児童福祉司」として7年間実践にあたってきた。名古屋市全域を5名の児童福祉司が年間200件から250件の新規非行相談(通告)を受け、20~30件の継続ケース(平均すると年間70~80件を担当)を持ち、非行ソーシャルワークにあたってきた。

「非行専任チーム」の良い面では、①チームで全市(児童相談所管内)の全非行ケースを週1回開催す

るチーム会議で検討・共有することができ、全体のレベルアップを図ることができた、②困難ケースでは児童福祉司同士でチームを作り取り組むことができた、③家庭裁判所(少年部)との窓口が一本化でき、調査官や付添い人(弁護士)との連携の充実を図ることができた、④ひとつひとつのケースを根気良く担当することができた、⑤非行相談の処理基準をある程度所内統一することができ、処理基準のガイドラインや非行相談援助のフローチャートを作成することができた、などをあげることができる。

ここでは、チームで取り組んできた「触法事件送致」の事例を紹介したい。この「事件」は少年法という「原則家庭裁判所送致(刑法の、禁固もしくは懲役2年以上の相当)」のケースであった。この「原則送致事件」が警察署から身柄付きで「送致」されてきた時、所内では「やれる限りは児童相談所で取り組む」「チームで対応する」などを確認し、組織的な取り組みをしてきた。3週間の一時保護、子どもの心理検査、家庭環境等の調査、さらには「事件内容」についての動機、背景などの調査を行った。また、子ども、保護者には弁護士(付添い人)を紹介し、そして児童相談所側でも別の弁護士に依頼して法的なアドバイスなどをお願いした。その後、子どもは家庭に帰し複数の児童福祉司による「経過観察」を3ヶ月間行った。この期間は、毎週1回親子の来所面接を続け、子どもの生活行動の点検、家族療法的な援助、学生ボランティアによる「学習指導」、中学校との調整、そして弁護士も入れた被害者との「対話・謝罪の場」を設けるといった取り組みを行った。「経過観察」の期間、子ども、家族ともに良い変化や成長が認められたため、あえて家庭裁判所に送致せず、児童福祉法に基づく児童福祉司指導とした。

また、私個人のことでいえば、20年以上の実践

を「言語化する」「後輩に伝える」「非行相談援助のモデルを作る」等の目的で大学院に進み、非行相談援助の臨床心理学的な研究を行ってきた。その方向性が「親子に役立つ非行相談援助法」(『そだちと臨床』に連載中)であり、「多重軸見立てモデル」や「タイプによる非行相談援助モデル」などを提示し、全国の児童福祉司や児童心理司に役立つ非行相談援助法を紹介し続けている。

5. 今、児童相談所に求められているもの

今、児童相談所は最も多忙な行政機関の一つとなっている。それは「児童虐待の防止等に関する法律(2000年5月公布、以後数回改定されている)」や「児童相談所運営指針等の改正(2009年3月)」で示されているように、児童相談所の業務が児童虐待の対応にシフトしてきているからである。その結果、児童虐待の対応が優先され、非行相談を始めとする他の相談業務が「後回しになっている」ことも否定できない。また、その業務の多忙性や困難性から職員は疲弊し、中堅職員が育たない職場になっているのも事実である。

私たちが会おう非行の子どもたちの多くは、幼少の頃から不適切や養育や虐待を受けながら育ち、前思春期や思春期を迎え「行動化」している子どもたちである(もちろん、他の要因が主となっている子どもたちもいる)。また、子どもの発達という視点からみても、周囲の環境によって健全な発達が阻害されている子どもたちである。さらに、経済的貧困の「あおり」を真っ先に受けている非行の子どもたちも多くいる。これらの問題については、家庭裁判所調査官研修所が中心となり「研究グループ」を作り、1年近くかけて実証的研究に取り組んでいる。その成果は、「少年の重大事件の実証的研究」(2001年・司法協会)や「児童虐待が問題となる家庭事件

の実証的研究」(2003年・司法協会)でまとめられている。

私は、今、児童相談所は非行相談にどのように向き合っていくのかを問われている時期にきているのではないかと思っている。私自身の非行専任児童福祉司の実践から提言できるとすれば、①児童相談所の非行相談のレベルアップを図ること、②困難事例に対しては、一人の児童福祉司で抱えず、複数の児童福祉司等で対応すること、③近接領域の専門機関である家庭裁判所とは、信頼関係に基づいた事例をとおしての連携の充実を図ること、④児童相談所だけで抱えることが難しい場合、弁護士・研究者等を招いてコンサルテーション、スーパービジョンなどを受けること、⑤非行の子どもによっては、学生ボランティアを派遣することが有効であるケースもある(頻回に訪問等ができる。しかし、学生ボランティアをスーパービジョンできる体制が必要である)、⑥こういった取り組みが全国の児童相談所で研究・共有できるシステムを作ること、などである。そのためには、児童相談所に非行相談を特化できる相談体制や非行相談をスーパービジョン、アドバイスができる専門職員を置くことが必要であると考えている。

児童相談所の非行相談の原点は、児童福祉法第25条が示すとおり「要保護児童」としての認知であり、非行を犯した子どもたち、保護者たちを児童福祉的な立場から援助、支援をしていくことである。

6. おわりに

名古屋市児童相談所は2010年(平成22年)には2ヶ所に分かれる予定である。それに伴って、2009年(平成21年)4月から同じ建物の中で2つのエリアに分かれた職員体制となり、相談体制も大きく変わってきた。これまでの非行専任チームがなくなり、私は児童福祉司(非行相談アドバイザー)となった。私

の業務は、地域担当児童福祉司を務めながら非行相談アドバイザーとして、他の児童福祉司に対する非行相談の研修やアドバイスなどを行っている。これまで非行専任児童福祉司として培ってきたノウハウを伝達していく役割ともいえる。その際、若い児童福祉司とペアを組み非行相談を担当し、一緒になって「苦しみながら」非行相談のコツなどを伝えている。

その一方で、前述した『そだちと臨床』で「親子に役立つ非行相談援助法」を連載しながら、全国の児童相談所職員等に対し非行相談のコツを発信し続けている。それが、25年間児童相談所で付き合いしてきた非行の子どもたち、保護者への「恩返し」になるのではないかと考えている。

本稿では、紙面の都合で具体的な非行相談の実際まで紹介することができなかった。興味がある方は、『そだちと臨床』などを読んでいただければ幸いである。今後も、自らの職場だけでなく、全国で活躍している児童福祉司たちに対し、非行相談のあり方や子どもたちの未来などを発信し続けていきたいと思っている。

参考文献

- 渡辺忍「親・子に役立つ非行相談援助法①～④」
『そだちと臨床VOL3-VOL6』(2007年～2009年・明石書店)
家庭裁判所調査官研修所監修
「重大少年事件の実証的研究」(2001年・司法協会)
家庭裁判所調査官研修所監修
「児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究」
(2003年・司法協会)

キーワード：非行専任児童福祉司

児童相談所の非行相談の原点は、児童福祉法第25条が示すとおり「要保護児童」としての認知であり、非行を犯した子どもたち、保護者たちを児童福祉的な立場から援助、支援していくことである。少年法が改正されても、この理念は変わらないものである。そのためには、児童相談所に非行相談を特化できる相談体制や非行相談をスーパービジョン、アドバイスができる専門職員(非行専任児童福祉司など)を置くことが必要である。

福祉教育の実践を通して

児童自立支援施設の 実践課題



立命館大学大学院 社会学研究科博士課程
うめやま さ わ
梅山佐和

1. はじめに

私が児童自立支援施設と出会って7年が経った。その独特の世界に引き込まれてから、これまで全国にあるいくつもの施設を訪問し、職員の先生方とお話をして、時には数日間泊り込ませてもらって子どもたちと過ごしてきた。なかには、5年以上通い詰めている施設もある。初めの頃の完全なるヨソモノから、最近ではヨソにいる応援者として少しずつ認められてきているように感じている。

本稿では、そのように児童自立支援施設を近くから見つめてきた立場から、少年法改正をはじめとして、子どもへのまなざしが変わりゆくこの社会の中で、現在児童自立支援施設がどのように存在し、子どもの未来のためにどうあるべきなのか考察したい。

2. 児童自立支援施設とは

「先生、キャッチボールに行ってきます！」

そう言って、2人の子どもが寮を元気良く駆け出していった。それに対して、「早めに戻っておいで」と言葉を掛ける職員。ある日の夕方の光景である。

また、施設内を歩くと、寮や庭、グラウンドから子どもたちの元気の良い声が聞こえる。じゃれ合いながら歩いている子どもたちとすれ違うと「こんにちは！」と笑顔で元気よくあいさつをしてくれたり

する。

そして、夜になると、子ども同士でワイワイ言いながらテレビを見たり、入れ替わり立ち代り職員の部屋に来ては、何でもないとを深刻そうに話し、職員に甘える子どもがいたりする。

そこには、驚くほど「自由」であたたかな空気が流れている。

児童自立支援施設とは、非行傾向のある子どもが入所している、かつて「教護院」と呼ばれていた児童福祉施設である。児童福祉法44条を根拠法とし、「必要な指導により、自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的としている施設である。

全国に58カ所あり、内訳としては、国立が2カ所、公立が54カ所、私立が2カ所あり、年間約2,000人が生活している(1,836人/2006年)。6歳から18歳以上を含む子どもが入所しているが(2006年時点)、12歳から16歳が中心となっている。

子どもたちが児童自立支援施設に入所する経路としては2種類あり、1つは児童相談所からの措置、もう1つは家庭裁判所からの送致である。後者のケースは概ね全体の2割を占めている(児童自立支援施設送致360件/2006年)。非行内容の主なものとしては、窃盗、恐喝、暴力行為、深夜徘徊、性非行

等が挙げられる。

これらの問題行動の背景にあるものの1つとされるのが被虐待経験であり、「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」（国立武蔵野学院2002）では、入所児童の約6割が被虐待経験を有していることが明らかにされている。

また、入所児童の特徴に関わって、大原・楡木（2008）は調査研究を行っている。その内容は、児童自立支援施設4ヵ所、78名の児童の担当職員（29名）と統制群として一般中高生88名のクラス担任（22名）に子どもの行動を調査し、比較したものである。その結果として、児童自立支援施設入所児童は統制群や養護施設群と比較してもかなり高い問題行動があるとし、男女ともに内向的な問題と外向的な問題を高い数値で抱えており、情緒と行動の不安定さを指摘できるとしている。また、入所児童の年齢から、「アイデンティティの拡散」（E.H.Erikson）といった危機を経験する時期でもあり、虐待だけでなく思春期と非行の問題も抱える児童自立支援施設入所児童の対応の困難さを指摘している。

このように、児童自立支援施設は複雑な課題を抱える傾向にある子どもたちと向き合い、粘り強く支援し、彼らの育ちに寄り添っている。そして、その「手法」として用いられているのが「枠のある生活」である。

児童福祉施設であるため、法的には開放施設であるが、実際には児童養護施設等とは異なり、施設内に学校があり、ほぼ施設内で生活が完結する機能を有するなど、子どもたちが自由に施設を出入りすることはなく、完全な開放施設ではない。また、「暮らす」「学ぶ」「働く」という支援の柱のもと、毎日の生活も一定の日課が組まれており、空間的・時間的に枠組みがあることから、従来「枠のある生活」と表現されてきた。

3. 少年法改正と児童自立支援施設

その児童自立支援施設に、少年法改正をめぐる一連の流れは少なからず激震を与えた。

改正により少年院の入院年齢が「おおむね12歳」に引き下げられたことについて、厚生労働省は、無断外出を繰り返すなど、開放処遇がむしろ子ども本人の落ちついた生活環境を確保するという点でマイナスになるケースがあり、入院年齢の引き下げは非行少年処遇の選択肢を広げるという意味で一定の意義があるとした。

しかし、開放処遇という、子どもと職員間の情緒的な関係に依拠している児童自立支援施設の処遇に限界が置かれ、少年院の拘禁機能や処遇プログラムが評価されたともとれるこの「引き下げ」は、開放的で家庭的な雰囲気の中、子どもの育ちに職員が寄り添い、子どもの自立支援が行われるという、とくに低年齢の子どもに有効であるとされてきた児童自立支援施設処遇の根幹を揺さぶった。

これ以後、“何が子どものためとなるのか”という児童自立支援施設の「迷い」が表面化してきたように思われる。

それは、極端に言えば、伝統的な家庭的処遇を維持しようとするのか、少年院のようにシステムティックに変化するのかという「迷い」である。たとえば、「昇級制度」を取り入れ始めている施設など、少年院を参考とした処遇プログラムを実施している施設が見られる。それに対して、伝統的な家庭的処遇をなんとしても守り抜こうとしている施設もあり、その多様性はより広がっている。十分に施設内で検討された上で、進むべき方向や処遇内容を決めている施設もあれば、そこに至らず、とにかく変化しようとするプログラム等を取り入れている施設もあるのではないかと思われる。

児童自立支援施設全体として目指すべき方向を確

認できた上で、多様であって良いとされるのと、目指すべき方向が定まらない中で多様であるのとは異なる。そして、今、私には目指す方向の違いから、足並みが揃わず、少しずつ両者の間に溝ができてしまってきているのではないかと感じられる。あるいは、それは施設内でも職員間で起こっているかもしれない。

4. 少年院と児童自立支援施設

そこで、この「迷い」に立ち向かうためには、今あらためて児童自立支援施設と少年院の処遇の相違を整理し、互いの役割を確認することが求められる。

少年院とは、家庭裁判所の審判で、少年院送致という保護処分を受けた少年に「矯正教育」を行う施設であり、矯正教育は、少年院法によれば、少年の社会適応を目的としている(津富1999)。児童自立支援施設とは異なり、入院経路としては家庭裁判所からの1本だけである。

全国に52カ所あり、初等・中等・特別・医療の4種類がある。14歳から19歳以上を含む少年が入院しているが、16歳から19歳の少年が主な入院者となっている。

処遇の柱は、「生活指導」「職業補導」「教科教育」「保健・体育」「特別活動」とされている。

これまで各地の少年院を訪問させていただき、児童自立支援施設との相違点を検討してきたが、私は子どもや少年への思いなど、両施設の根底に流れるものは同じであると感じる。

元法務教官の津富(1999)によると、矯正教育の非常に重要な位置を占めているとされる職業補導について、「職業人とか社会人としての本質を、作業を通じて教えるということのほうが大切」「共同作業を基盤とする農作業も、職場適応能力を伸ばす活

動として行えば、非常に役立つ」としている。また、指導のすべての場面を通じて行う生活指導についても、「共感性だとか対人関係をどう育てていくかという営み」と表現している。

また、児童自立支援施設職員の小田(1999)も、「少年院と教護院とで、教育理念はほとんど共通です。…したがって、少年院の処遇と教護院の処遇とのどちらが良いかは一概に決められません。」として、たとえば子どもには、生活のリズムやきまりはあるものの、大人と子どもの接触、あるいは子ども同士の接触の中で改善していこうとしている児童自立支援施設でうまくいく子どもと、きちんと規則があってその中で生活をする少年院でうまくいく子どもがいると指摘している。

つまり、児童自立支援施設と少年院は、共通する理念を持ちながら、子どもへのアプローチ方法が異なるのである。

その児童自立支援施設と少年院のアプローチ方法の違いが表現された興味深い資料がある。2007年に「少年院と児童自立支援施設との間で処遇上のノウハウの共有に努め、今後の処遇の充実に資すること」を目的に、国立武蔵野学院と神奈川医療少年院で実施された交流研修に参加した少年院職員と児童自立支援施設職員によりそれぞれ記述されている(橋本、富田2007)。

両者によると、「異なる点」として第1に少年院では職員は主に指導する立場であるのに対して、児童自立支援施設では職員が子どもとともに作業や運動をする点、第2に移動の際に「前へ進め」の号令のもと行進する少年院に対して、児童自立支援施設では登下校の際に、自分の気が合う子どもとおしゃべりやジャンケン、追いかけてごっこをしながら歩く点が挙げられている。これに関して、少年院職員の

橋本は少年院の中で「前へ進め」の号令が当たり前になってしまっていた自分自身に気づき、ショックを受けたことを記している。第3に、施設の雰囲気大きな影響を与えている職員のあり方について、ブルーのスーツの制服を着た職員が、きちんとした姿勢で少年たちの前に座り、自習する少年たちを見ている少年院に対して、児童自立支援施設では私服の寮長や寮母が子どもたちの服の繕い物などをしながら児童を見ている点、第4に、支援内容について、少年院では処遇プログラムが正に中心であるのに対して、児童自立支援施設では、ほとんどの入所児童の処遇がほぼ同一であり、治療プログラムがあってもあくまでもオプションと言った位置づけであることが挙げられている。このようなことから富田は、システムティックでありたいという志向があると思われる少年院に対して、児童自立支援施設はむしろ施設らしくなくありたい、より普通の家での生活に近いものでありたいという志向を強く持つのではないかと指摘している。

また、違いとして行動の「制限」が挙げられる。

少年院では、「矯正教育」を目的として、拘禁をはじめ一部法的根拠をもって身体拘束や行動制限を行うことが認められている(少年院法：第1条(拘禁)・第8条(懲戒)・第14条(連れ戻し)・第14条の2(手錠の使用))。他方で、制限に関わるものとしては、児童自立支援施設では、開放処遇を前提としており、強制的措置の運用のみが認められている(少年法第6条第3項・児童福祉法第27条の3)。さらに、それは、「子供の福祉にかなうと認められる場合」に限定され、「開放処遇に適応させるために例外的に」行うものとされている。

しかし、先にも触れたように実際には、児童自立支援施設では、「枠」として、子どもの生活を立て直し、自立を支援するために様々な「制限」が行わ

れている。具体的には、空間、通信、私有、時間等に関わるものがある(梅山2008)。

これらの「枠」により、外部とは一定程度遮断された環境の中で、自立に向けて失敗を繰り返しながら成長していくことが子どもに確保されている。また、「枠」は、その子どもの状態に合わせて、空間や時間、その他についても、段階的に設定することができ、柔軟に対応することで、「はずれた子ども」を作ることなく、その子どもを「あきらめない」ことを可能にしている。

これらの特徴より、少年院は「子どもの育ちを導く処遇」であり、児童自立支援施設は「子どもの育ちに寄り添う処遇」であると表現できるのではないかと思う。

導くこと(矯正)が必要な子どもも確かにいる。少年院と児童自立支援施設のどちらかだけが良いというものではない。根底に流れる支援の理念は共通しており、それぞれの支援を必要とする子どもがいる。

しかし、やはり、これらの特徴と先に述べた入所児童の抱える課題を考慮すると、低年齢の子どもをあれだけいきいきとさせられるのは、児童自立支援施設だからこそではないかと思う。施設で出会う子どもの笑顔からは、大きなエネルギーと可能性が感じられ、入所前の彼らの状態を想像することは難しいくらいである。それは、子どもとの関係性を単なる指導する者とされる者とするのではなく、ともに生きる大人として、いつも子どもの育ちに寄り添ってきた児童自立支援施設だから実現できているのではないかと思う。

だから、どうか今、方向性を見失わないでいただきたい、と私は強く願っている。確実に、今の子どもたちにも、そして未来の子どもたちにも必要な施設だからである。

そのために解決すべき課題がある。これまで処遇の感覚的な部分が重要視され、具体的な成果が十分に検証されてきていないなど、支援の多くの部分を「目に見えない」ままにしていることで、あるべき姿が揺らいでしまい、目指すべき方向が明確にならないまま各施設が多様化している状態があると考えられる。そこで、処遇の「可視化」を行う必要がある。一部の施設では行われはじめているが、処遇の言語化を行い、成果を明らかにする。その過程で必要でないものは剥ぎ取られ、新たに必要なものが見出され、あるべき姿が明確になり、より充実した処遇が構築されると私は考える。

昨年度、約1年間をかけて、実際に児童自立支援施設職員と処遇を言語化する作業を行ったが、複数の施設で議論を行い、情報を共有し、共通の軸を持つことは、処遇の向上に役立つと実感している。

子どもの未来のために、児童自立支援施設には変化することへの挑みと変化しないことへの挑み、それらを見極めるための取りくみが今求められている。

5. おわりに

私は現在、ある自立援助ホームに関わらせていただいているが、夕ご飯を作って、ご飯の匂いとあたたかさで、仕事から帰ってくる子どもたちを出迎え、日々変化し成長する彼らを見つめる中で、いかに“あたりまえ”の“普通”の生活を確保することが子どもの育ちにとって大切なのか、その意味を肌で感じている。

そして、悩み、浮き沈む子どもを支え、見守る大人の大切さと何が子どものためとなるのかの見極めの難しさも実感している。

それらは、長年児童自立支援施設が大切にしてきた“育ちに寄り添う”という部分であり、やはりそ

れは子どもの育ちへの支援として核心を突いていると強く感じている。

参考文献・資料

- ・裁判所(2007)「司法統計 第5-3 少年保護事件の終局決定別人員【家庭裁判所】」
- ・全国児童自立支援施設協議会(2003)「児童自立支援施設の将来像」
- ・国立武蔵野学院(2002)「児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究」
- ・厚生労働省(2006)「社会福祉施設等調査 表3 施設の種別別在所者数の年次推移」
- ・厚生労働省(2004、2005、2006)「福祉行政報告例 表6 児童相談所における児童虐待相談の児童福祉施設入所内訳、都道府県一指定都市別」
- ・大原天青・楡木満生(2008)「児童自立支援施設入所児童の行動特徴と被虐待経験の関係」『発達心理学研究』第19巻第4号 pp.353-363
- ・橋本太郎(2007)「国立武蔵野学院での五日間」『刑政』第118巻 第7号 pp.70-73
- ・富田拓(2007)「少年院と児童自立支援施設の相違とそこから学ぶべきこと」『刑政』第118巻 第7号 pp.73-76
- ・津富宏(1999)「法務教官とは何か—少年矯正の現場から—」荒木伸怡編『現代の少年と少年法』明石書店 pp.133-168
- ・小田東雄(1999)「「教護院」から「児童自立支援施設」へ—東京都立・萩山実務学校における実践—」荒木伸怡編『現代の少年と少年法』明石書店 pp.169-200
- ・向井義(2005)「少年院における年少少年の処遇について(「発達課題」の視点からの構築)~宇治少年院の実践から~」『家庭裁判月報』第57巻 第12号 pp.1-69
- ・梅山佐和(2008)「児童自立支援施設における「枠のある生活」に関する一考察—具体的な制限内容の検討—」『司法福祉学研究』第8号 pp.35-48

キーワード：枠のある生活

支援の一環として、様々な「制限」を行っている児童自立支援施設における生活のこと。空間、通信、私有、時間等の種類があり、「子ども自身の課題改善を目的とした枠」と「子ども集団の維持を目的とした枠」に分けられる。子どもの状態に合わせて柔軟に段階的に設定できるとされる。

一定の成果を上げているが、明確な概念や意義など権利保障との関係において未整理な部分がある為、制度論・権利論の面からの再検討が求められる。

非行と学校教育



やつなみみつとし

東京理科大学理学部 教授 文部科学省視学委員

八並光俊

1. 教育政策にみる問題行動対策

子どもたちによる重大事件では、いじめ被害による自殺、放火や刃物による親殺し、脅迫・恐喝、校内暴力、薬物乱用、性の逸脱行動、ネットを介した人権侵害など多様な問題行動が報道されています。教員養成系大学の授業や現職教員の研修では、学校内外の自殺から殺人までを想定した実践的・基礎的な知識の学習が不可欠となりました。

このような危機的な状況に対して、学校教育はどのような対応をしているのでしょうか。まず、この点を教育施策という観点から、簡単に述べてみます。問題行動対策の近年の変化は、平成15(2003)年頃から顕著となります。特に、いじめや暴力行為についての調査研究、文部科学省からの通知・報告書・事例集などに、その変化をみることができます(参考：文部科学省「生徒指導等の施策の推進」URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502.htm)。変化のポイントとして、以下の3点が指摘できます。

(1) 問題行動の背景・要因の多様化・複雑化

平成15年に、不登校問題に関する調査研究協力者会議が、「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」という調査報告書を提示しました。その中で、これまでの不登校対策では、クローズアップされてこなかった新たな課題として、学校におけ

るいじめや暴力行為の被害による不登校、LD・ADHD・高機能自閉症などの発達障害を伴う児童生徒への周囲の不適切な対応によって引き起こされる二次障害としての不登校、児童虐待による不登校、このほかあそび・非行型の不登校などが指摘されました。不登校の調査研究報告書で指摘されたことは、そのままいじめ・暴力行為にも共通するものでした。同時に、これは私たち教育関係者の対応の限界を示唆するものでした。

すなわち、傷害・暴行・脅迫・恐喝を伴う悪質ないじめや暴力行為は、私たち教育関係者だけでは解決できないことは明らかで、加害児童生徒に対しては、警察や児童相談所など司法・福祉機関による援助が必要となります。発達障害を伴う場合は、精神保健福祉センターや病院などの保健・医療機関による援助が必要となります。児童虐待が背景にある場合は、児童相談所や民生・児童委員など地域の専門的ボランティアや福祉機関の援助が必要となります。そのため、平成15年以降は、深刻な問題行動の対応として、学校と関係機関が連携したネットワーク型の組織対応が主流となっていきます。文部科学省は、それを「サポートチーム」と呼んでいます。

(2) サポートチームによる組織対応

深刻な問題行動に対するサポートチーム体制の確立と浸透の契機となったのは、平成13(2001)年の

少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議による『心と行動のネットワーク—心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ—』という報告書です。同報告書において、いじめや暴力行為等の問題行動の具体的対応策として、「教職員がチームを組み、児童生徒の心の相談・指導を行う体制づくり」、「地域のネットワークを活用した学校と関係機関の専門家による対応」、「地域における『行動連携』のためのネットワークの形成と『サポートチーム』の組織化」を提言しています。

3年後の平成16(2004)年に、学校と関係機関との行動連携に関する研究会による『学校と関係機関等の行動連携を一層推進するために』が公表されました。その中で、教育委員会等の行政が中心となった、学校、PTA、教育委員会、地域住民、警察、児童相談所等の関係機関、保護司、民生・児童委員等からなる市町村や中学校区などの地域における「行動連携」のためのネットワークの形成と、問題行動等の前兆の段階から、事例ごとにネットワークを構成する関係機関の中から最もふさわしい機関が連携する「サポートチーム」の組織化が提言されました。また、サポートチームの形成から終結に至るまでを具体的に示しています。

これらの提言と文部科学省による「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」(2002年新規事業)によって、多くの教育委員会や学校で、サポートチームが展開されていきました。サポートチームの実践例は、平成19(2007)年の文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ問題に関する取組事例集』、平成20(2008)年同センター『生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制』に掲載されています。

(3) 早期の発見・対応と予防教育の重要性

問題行動の解決では、問題行動が起きた時にどの

ように対応するかという方法論以上に、問題行動を未然に防ぐという予防の観点が必要であることはいうまでもありません。前出の『心と行動のネットワーク』(平成13年)では、最近の子どもの特徴とそれに対する教育的対応について、次のように指摘しています。

①子どもの「心のサイン」の気づきと早期対応

問題行動を起こしていない子どもが、突然重大事件を起こす、いわゆる「いきなり型」非行の増加傾向から、子どもの内面にある不安やストレスなど心のサインに気づき、早期の援助を行う。

②社会性を育むプログラム開発や体験活動の充実

問題行動を起こす子どもの特色として、善悪の判断がつかない、自己表現力・コミュニケーション能力が低い、人間関係を築く力が低いなどがあげられる。そのため、社会体験や奉仕活動、集団活動の充実を図り、社会性を育成し、自制心や自律心、ストレスへの対応力を含む自己指導能力やモラルを高めるような教育活動が必要である。

③命を大切にす教育の充実

かけがえのない命への認識、思いやりや自他の尊重、人生の生き方を考えるなど、命を大切にす教育の一層の充実が必要であること。

問題行動は、日頃から問題行動を繰り返している子どもだけではなく、ストレスフルな社会に生きるすべての子どもに起こりうるという前提の下に、子どもの日常生活におけるわずかな変化を敏感によりとり、できる限りSOSを発している前兆段階での早期対応が要望されると同時に、子ども個人の規範意識の形成や社会性の育成に重点を置いた予防教育の充実が強調されました。

2. 学校教育における問題行動への対応

以上ような文部科学省の教育政策に基づいて、教

育委員会や学校が、子どもの問題行動にどのように対応をしているのか、学校教育の重要な教育的援助サービスの一つである「生徒指導」に着目して、概観してみましょう。

(1) 問題行動と生徒指導

学校教育における問題行動の対応は、主に生徒指導と呼ばれる教育的援助サービスの守備範囲となります。生徒指導とは、簡単にいえば、子どもたちの悩みや問題の解決と、夢や希望の実現をサポートすることです(八並光俊・國分康孝編『新生徒指導ガイド』図書文化、2008)。すべての教員は、教科指導のみならず生徒指導を行います。また、多くの学校では、校務分掌(教員の役割分担や組織)上に、生徒指導部と呼ばれる組織が位置づけられています。そのチーフが、生徒指導主事(主任とも呼ぶ)です。

生徒指導を大別すると、問題行動が起きた場合にどのように対応するかというリアクティブな(介入：インターベンション)生徒指導と、問題行動が起きないようにどのように予防するかというプロアクティブな(予防：プリベンション)生徒指導があります(図1参照)。

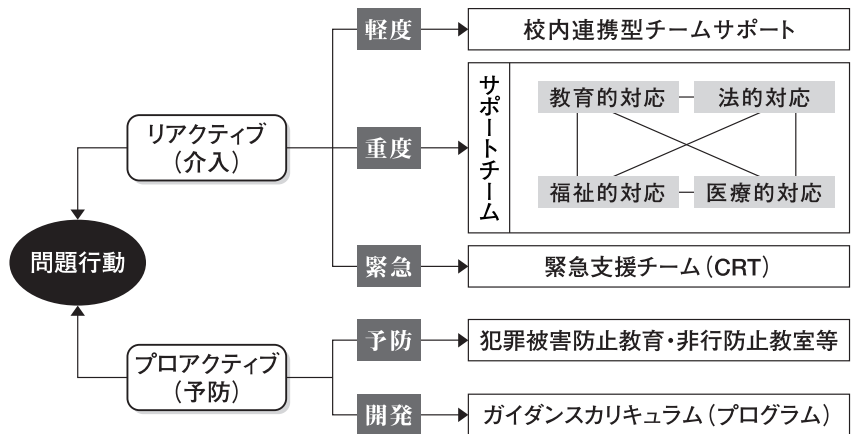
(2) リアクティブな生徒指導

問題行動が発生した場合は、学級担任単独での対応ではなく、校内の複数の教職員や関係機関等の専門家との連携・協力によるチームサポート(チーム援助)が基本となります。チームサポートは、問題行動の程度に応じて、3種類に分けられます。

①校内連携型チームサポート

授業妨害、けんか、夜間徘徊、家出などの軽度

〈図1〉問題行動の対応フロー



の問題行動や不良行為に対しては、学級担任、生徒指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター(通常学級の発達障害の子どもへの援助担当)、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、子どもの実態把握(アセスメント)を実施し、問題解決のための個別の指導計画を作成し、ケースに応じた援助チームを編成して対応をします。

②サポートチーム

子どもが少年法に抵触するような重度の問題行動を行った場合は、教育委員会と緊密な連携をとりながら、教育関係機関(教育センター・教育支援センター・大学)、保健・医療関係機関(保健所・保健センター・精神保健福祉センター・病院)、福祉関係機関(児童相談所・福祉事務所・民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会)、法的関係機関(警察・少年サポートセンター・家庭裁判所・少年鑑別所・保護観察所・保護司・人権擁護委員)などの関係機関やNPO団体と連携したネットワーク型のチームサポートで対応します。

③緊急支援チーム

傷害・放火・殺人事件など重大な非行が起きた

場合は、子どもや保護者に対する緊急の説明会、個別・集団カウンセリング、心理的ケア、マスコミ対応が必要となります。多くの教育委員会では、医師・看護師・弁護士・大学教員などから構成される緊急支援チーム（CRT：Crisis Response Team）や危機対応チームを招集するシステムもっています。

(3) プロアクティブな生徒指導

問題行動の予防には、次のような2つの方法があります。

①直接的な予防教育

予防教育の第1は、犯罪や非行を真正面から取り上げて、犯罪・非行・薬物乱用などに関する防止教育を、学校・教育委員会が関係機関や地域と連携して、授業や集団活動を通じて学習します（参考：文部科学省「非行防止教室等プログラム事例集」URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm）。

②基盤的な予防教育

児童自立支援施設や少年院の実践や調査から、非行少年の多くが人間関係形成能力に問題があることが指摘されています（藤川洋子『なぜ、特別支援教育か——非行を通して見えるもの』日本標準、2007）。学校で問題行動を起こす子どもにも、同様のことがあてはまります。そのため、現在では、社会性を育てることが、いじめや暴力行為、非行の予防につながるという考え方が認知されつつあります。アメリカのスクールカウンセリングでは、このような意図的かつ系統的な教育を、ガイダンスカリキュラム（プログラム）と呼びます。ガイダンスカリキュラムを小・中・高校と段階的に展開することによって、コミュニケーション能力、自己理解・他者理解能力、協調性・役割遂行能力、人間関係調整力、礼儀・規範意識・善悪の

判断能力、将来展望・進路選択能力などを育成します。このような社会生活における基本的なライフスキルを身につけることによって、人間関係や集団適応のトラブルが軽減され、非行防止が促進されます。具体的な実践として、千葉県教育委員会の「人間関係づくりのための実践プログラム」、さいたま市教育委員会の「人間関係プログラム」（HRT：ハートプログラム）、横浜市教育委員会の「子どもの社会的スキル横浜プログラム」があります（八並・國分、前掲書、「第4章ガイダンスカリキュラム」を参照）。

3. 少年法と学校教育の共通性

以上、学校教育における問題行動の対応を概観しました。おわかりのように、学校教育は、少年法の主旨と同様に、子どもたちを罰するという観点よりも、教育をもって粘り強く「育てる」という教育的・保護的な観点から対応するという共通性もっています。反面、教育的配慮が、重大事件につながっていることも事実です。そのため、最近の問題行動の深刻化の中で、ゼロトレランス（寛容なき指導）の実施や警察との連携も避けては通れない状況です。したがって、子どもの問題行動の解決・予防は、教育・福祉・医療・司法などの関係機関だけでなく、地域社会も含めたトータルシステムで考えることが大切だと思います。

キーワード：生徒指導

生徒指導は、「一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような、資質・態度を形成していくための指導・援助」であると説明されています（文部省『生活体験や人間関係を豊かにするものとする生徒指導』大蔵省印刷局、1988）。つまり、生徒指導は、子どもの個別発達援助を促進することを目的としています。

非行克服に向けての新たな取り組み

NPO 活動に見る 非行への取り組み



はるの
春野すみれ
NPO 法人非行克服支援センター 副理事長

はじめに

「子どもが非行に走るの親が甘いから」「親が自分本位だから子どもが荒れる」「親がしっかりすれば子どもが非行になるはずはない」……、今に始まったことではないが、こういった声は少なくない。いや、むしろ世論の多くが、こうした風潮の中にあるといっても過言ではないだろう。

もちろん、親の問題や課題を見逃してはならない。しかし、その問題や課題は親や子を支援するうえでの重要なポイントであって、批難し責めるためのものではない。さらに、子どもの非行への過程には、親の子育てにとどまらない様々な要因や背景があることも明白である。

しかし今、「子どもだからと言って甘やかすな」という風潮が広がる中で、子どもの叫びが見えにくくなっていると感じている。

私たちの取り組みは、もっとも子どもの近くに来て、もっとも子どもと格闘し、もっとも子どもに愛され、また憎まれ、求められている「親」を、「ダメ親」と排斥するのではなく、非行克服の重要な担い手として、子ども支援の輪の中に位置づけることから始まった。そして同時に今、渦中にいてもがき苦しんでいる子ども1人ひとりを、具体的に支える活動を行っている。

1) 「非行」と向き合う親たちの会

12年前の1996年に「非行」と向き合う親たちの会(通称あめあがりの会・以後「親たちの会」)が誕生した。私事で恐縮だが、筆者の長女が「非行少女」になって慌てたのは、その3年前のこと。長女14歳、中学2年のことだった。「非行」「不登校」の話を目撃したことは思えないで子育てをしていたごく普通の母親だったと思う。

しかし、中学生になったわが子が「不良」に憧れ、煙草を吸い、暴走族と付き合い、深夜徘徊し、万引きをする、そんな急激な変化をにわかに信じることはとてもできなかった。

人生のどん底とはこういうことなのかと思うほどの悲しみと敗北感、情けなさに自分を責め涙を流し続けた。その間、自分の中に、こうあるべきという「普通の子」像があることに気付き、また嫌っていたはずの「学歴」へのこだわりがあることに気付き、無意識のうちに、子どもの未来を自分の思いからコントロールしようとしていたことに気付き、愕然とした。この事実をやっと現実として受け止められたのは、自分の限界を自覚し、「1人ぼっちではやっていけない」と思ったときだった。そうやって周りを見渡せば、それまでまったく見えていなかったことが見えてきた。それは、わが子のワル仲間の親たちも「四苦八苦しなながら夢中で子どもに対して

親である」ということ、「親も子も不器用に生きている」ということだ。そこまでに3年を要した。

「同じ思いの人たちと語り合いたい」、それは私が前を向いて生きていくために必要な唯一の方法だと思った。はたして、“悪い子の親が集う”ことを社会は許すのだろうかと心配しながら、「親たちの会」を呼びかけ、専門家の方々のご協力も得て発足した。

このように、「親たちの会」は、わが子の非行に悩み苦しんでいる親たちの自助的組織であり、互いに共感し合い、学び合うことで、周囲の思惑や感情から開放されて自分自身を取り戻していく「居場所」である。その中で、子どもとの関係を自らの力で築き直し、結果的には子ども自身の立ち直りを支える大きな力になる。

おそらくわが国で最初の当事者の親による組織であったことから、予想を越える反響があった。今は各地に同様の会が生まれ、「全国ネット」を作って多くの親が集っている。

2) NPO 非行克服支援センター設立への願い

「親たちの会」誕生の7年後、NPO 非行克服支援センターが、親、司法関係者、研究者、教師、カウンセラーなど多彩な人々に支持されて設立された。

「親たちの会」は悩んでいる親たちの声をひたすら聞き、寄り添い、自然の流れに従って活動を続けてきた。時間の経過と共に、当初は泣き崩れていた親から、「子どもが立ち直った」という明るい話が出てくるようになってきた。それと同時に、子どもたちの苦しんでいる姿もよりはっきりと見えてきて、子ども本人へのサポートの必要性が痛感された。

例えば、「暴走族から抜きたい。今すぐに逃げたい」という少年からの訴え。「学校に行くと先生たちに追い返される。親は学校に行けという。自分は今もう行きたくない」という少年。「親に話せないこ

とがある。聞いてほしい」という少女。また、親の相談も「今、家が大変なことになっています！」… などなど、仲間の中で親を支え励ますだけでは抱えきれないような、複雑な個別な問題、緊急な問題、また諸機関との連携した対応が必要な問題が次々に生じてきたからである。

非行克服支援センターでは、相談活動を重視し、そのための相談員養成などのほか、特に、非行問題に関わる機関や団体が相互に連携し合えるように、働きかけを行ってきた。2007年からは『ぎゅーす』という交流・情報誌を発行している。

3) 非行相談と相談員の養成

活動の柱の1つは、「非行専門の相談」である。非行相談の窓口は、警察の少年センターや鑑別所、児童相談所など全国にある。しかし、親にとって、これらの相談窓口のハードルは高い。なぜなら、これらは子どもに対する強制力を持つ機関であるからである。当事者が参加するNPO 団体であるということに本音を語りやすい面があるようだ。

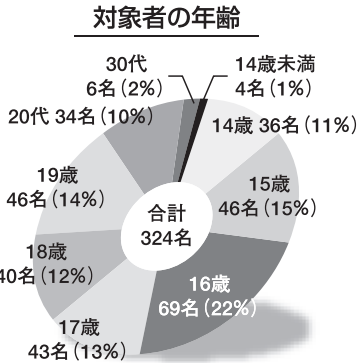
時には、「こんな子では生きていけない」「子どもと一緒に死ぬつもり」といった切羽詰まった相談も飛び込む。ゆっくり話をしていくと、子どもが大変ということよりも、「こんな子を産み育てた親」である自分自身への周囲の視線が苦しくて、生きていけない思いになっていることが多い。

先の少年法改正にも見られるように、少年司法の現状は、子どもへの厳罰化という形で進んできた。子どもの心に寄り添うのではなく、「子どもが悪い」の大合唱が行われ、マスコミやインターネットでの報道には、法治国家とは思えない恐怖を感じることもある。その結果として、むしろ家族間の暴力事件や殺人事件、自殺などを生みかねない。

こうした中で、私たちの相談室にやってきた人た

ちが一様に言うのは、「やっと安心できる所にたどり着いた」という安堵の言葉だ。様々な機関や相談所、時には精神科や心療内科、カウンセラーなどを回って、いっそう自信をなくし責められて傷ついてきた人は少なくない。その安堵感は、「思いが伝わった」ということであり、「生きていてもいいのだよ」という承認をもらえたような思いであると思う。

私たちが受けている相談件数は、年間約300件で、約9割が14歳から19歳までで、20代以上も1割ある。



4) 少年事件の際の付添人活動

相談の一環として、少年事件の「付添人」活動を、設立当初から行っている。

あまり知られていないが、成人の刑事事件の場合の裁判では全件に近く弁護士がつくが、少年事件については、交通関係を除く一般保護事件で付添人がついている割合はわずか5.7%と発表されている(『犯罪白書2005』)。

子どもの事件が起きるときは、たいていの場合、子どもが帰ってこない、話ができる状態ではない、顔を合わせれば修羅場のような状態になってしまう、など、親子関係がこじれた状態のときである。

我が子が捕まってショックをかくせず、震える声で電話をかけてくる親たち。しかし同時に、「ホッとしたり」とか「居場所が分かるだけでも今夜は眠れる」といった声をよく聞く。そして、「これをきっかけに子どもが心を開いてくれたら」「立ち直る機会になってほしい」と願う。

しかし、実際に少年事件の司法の流れに任せているだけでは、少年の荒れた心を開いていくには十分でないことが多い。そもそも10代の少年には、裁判官に自分の言いたいことをしっかり主張する能力が備わっていない。また、言いたいことすら自分でよく分からないのである。

こうした中での付添人の役割は、大人の事件とは違った側面、すなわち、少年の気持ちを読み解いて、事件の背景や内面にも触れながら、今後の人生と一緒に考えることに特性がある。事件や被害者のことを考える際にも、さまざまな働きかけが必要であるし、審判以後も関わり続けることができれば、再犯防止への大きな成果につながる。

そして、発達の途上に揺れる少年たちのほとんどは、大人に見放されることがなければ、完全に立ち直るのである。

少年事件の付添人の大半は、弁護士が行っている(全体の92%、『犯罪白書2005年』)が、少年法では弁護士以外の付添人を認めており、私たちは、少年事件という特性の中で、弁護士以外の付添人の果たせる役割も大変大きいと考えている。

2008年までで、非行克服支援センターへの付添人依頼は77件あった。そのうち、事件の内容などから弁護士に依頼したものが約20件ある。また、付添人申請をしたものの裁判所に許可されなかったものが約20件あった。したがって、非行克服支援センターの相談員が裁判所に許可されて付添人を行った事例は、これまで40件近い。

私も、17歳少年の強盗事件、16歳少年の暴行事件、18歳少年の覚せい剤取締法違反事件の3件を申請して許可され、付添人を行った。

一例を挙げよう。強盗事件の少年は高校生であった。友人と深夜に店に押し入り10万円を盗んだのだ。親からの依頼で私ともう1人の相談員との2人

で付添人になり、2人合わせると、3週間の鑑別所生活のうちに計8回、面会に通った。事件のことを念頭に置きながら、好きな小説のこと、学校生活や友人のこと、将来の進路の不安、家族のことなど、いろいろなことを突っ込んで話し込んでいった。

だんだん目の輝きが違ってきて、彼が事件についても、反省を深めていくのがこちらにも伝わってきた。初めて「自分のしたことは、少年院に送られて当然の卑劣で卑怯なことだった」という彼の言葉に、社会でやり直せる力を感じたのだ。

その少年は、審判の席で裁判官にこう言った。「付添人の先生が、何度も何度も来てくれて、たくさん話をしてくれました。新鮮でした。大人の人とこんないろいろな話をしたのは初めてでした」と。

このとき、子どもたちは、大人と話していないのだと改めて思った。これまでの人生でたくさんの大人が関わってきたはずなのに、彼と正面から向き合って話をするとはなかったのだ。審判で保護観察処分となった少年は、1年間、その後も私たちの事務所に定期的に自分からやってきて話をしていた。「自分がぶれないために」と彼は言った。

こうした経験の中からも、事件を争ったりするのでなければ、弁護士以外の付添人は、その後のケアをていねいに続けられるという点で、再犯を防ぐ上で実に有効だと実感している。

5) 青年ボランティアの育成

非行克服支援センターには、若い人たちの参加も増えてきた。「子どもの力になりたい」という若者の中には、大学生などのほかに、かつての非行少年の立ち直った姿がある。

自分の経験を負の遺産でなく貴重な財産として、今悩んでいる子どもたちのために生かしたいという彼らの気持ちは、この支援センターを立ち上げた私

の気持ちと響きあう。2009年に開講する「青年ボランティア養成講座」は、少年院を体験して立ち直った青年たちが中心になって準備をしている。

6) さまざまな機関と連携して

2008年と09年は、埼玉県の相談窓口としての委託を受けた。事務所がある東京新宿区とは協働事業で09年に連続講座を行う。この数年、少年院や児童相談所などとの交流も進んでいる。また、子どもや非行・犯罪に関わるたくさんの民間団体にも積極的に声をかけ、交流を行っている。

多忙な中で、ともすると目の前の雑務に追われて日々が過ぎてしまうが、諸機関との連携を図る努力を意識的に行うことで、実際の子どもの立ち直りの現場を少しでも改善していく力にしたい。

おわりに

荒れた子どもと向き合うのは、大変なエネルギーが必要である。しかし、困ったときに助け合う場としての地域社会は崩壊してしまった。それだけに、一人ぼっちで必要以上に子どもを責め、自分を責め、関係を悪くし非行を促進させてしまったりする親や家族が多い。「ひとりりで悩まないで」のスローガンは、いっそう重要な時代になった。

夜も昼もないほどに忙しい小さなNPOだが、相談にはこれまで1件も断ることなく対応してきた。決してその実績は小さくないと自負している。

これからも、立ち上げたときの「思い」を決して忘れることなく、1人でも多くの親や子の具体的な支えになっていきたいと思っている。

キーワード：付添人

(少年法第10条) 少年および保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

非行克服に向けての新たな取り組み

性的非行問題に対する プログラム作成とその普及



いしざわまさひで
石澤方英

千葉県生実学校 児童自立支援専門員

1. はじめに

近年、科学技術の進歩、国際化・情報化の進展等激しく変化する社会を背景に、国民の性に対する意識や価値観は多様化してきている。そして、子どもたちを取り巻く性に関わる環境は、人間の性を興味本位に扱ったり、性の商品化やいたずらに性的興奮をおおるような情報が氾濫するなど、子どもの性意識や性行動に様々な影響を及ぼしていると考えられている。さらには先進諸国の中で日本は年々エイズ感染者が増加しているなど性に関する指導の必要性が求められている。少年社会においては警察庁における「少年の補導及び保護の概況」によると、福祉犯の送致件数では未成年者飲酒、喫煙禁止法や毒物及び劇物取締り法を青少年保護育成条例違反と児童買春・児童ポルノ禁止法違反が大きく上回っている。少年による性的いたずらや不健全性的行為も年々増加傾向にあり、不健全性的行為に至っては10年前に比べて2倍の増加している。強姦や強制わいせつなどの性犯罪少年はここ数年増加している状況である。このいずれも14歳～15歳といった低年齢での検挙が多くを占めている。また、第15期青少年問題審議会によると、いわゆる「援助交際」と言われる性非行で補導された女子が2,517人と過去最悪を記録している。そして犯罪白書によると平成15年の少年による性非行（強姦・強制わいせつ）の総数573人で、その

うちの再犯者は236人であるとされており、特に強姦においては再犯率54.1%と高い。大人の犯罪をみても児童が性の被害者になっている現状がある。犯罪白書平成18年度版によると児童買春・児童ポルノ禁止法及び青少年保護育成条例違反は近年増加傾向にあり、児童買春・児童ポルノ禁止法違反者においては平成11年の同法施行以降最多を記録している。これは少年被害者も増加しているということの意味している。

このような時代の流れもあり、近年、児童自立支援施設には性に関して様々な課題を抱えた児童の入所が増加傾向にある。非行の種類は様々で男子は幼児猥褻、性加害行為、同性間での性的いたずら、下着盗等であり、女子は不純異性交遊、援助交際、性被害、性虐待等である。その中でも児童養護施設内における性加害行為を主訴とした措置変更による児童自立支援施設入所ケースが急増している。児童自立支援施設入所に至るまでは2つのルートが挙げられる。このどちらにおいても「性」に関わる事例が多く、入所に至る主訴でなくても過去の非行歴、成育歴に「性」に関する様々は課題を抱えた児童が多い。

この状況から児童が自らの力で「性」に関する課題を解決し克服していくためにそれぞれの心身の発達や成育の状況に応じた指導や援助が必要だと考え

られる。児童自立支援施設は戦後の感化院から始まり、教護院となり、現在の児童自立支援施設と至った経緯がある。生活、作業、学習を指導の柱として育て直しをする児童福祉施設としての役割を担うが、児童福祉法の改正により発達障害を伴う児童の入所が急激に増加しているのも事実である。そのような状況の中で「生活を通しての治療」だけでは対応しきれない部分が出てきてしまっているのではないだ

ろうか。社会的に性犯罪者に対する見方は厳しくなっていく中で「性」に関する課題を抱えた子どもたちをどう支援し、どう教育していくかが現在の児童自立支援施設の課題となっていると考えられる。

ここでは全国58施設ある児童自立支援施設を対象に行ったアンケート調査やその後に行った訪問調査をもとに、児童自立支援施設における現状から今後の「性」への取り組みについて考察してみたい。

2. アンケート調査概況

調査対象	全国児童自立支援施設 施設長
調査人数	58施設 58名
回収部数	55施設 55名
回収率	約94.8%

① 入所児童数 (平成20年8月1日)



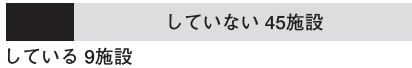
② 性非行歴のある児童数



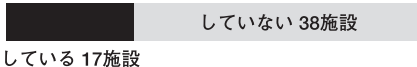
③ 性教育の必要性



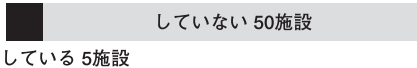
④ 性教育検討(推進)委員会などの取り組み



⑤ 性治療プログラムの取り組み(性非行児童対象)



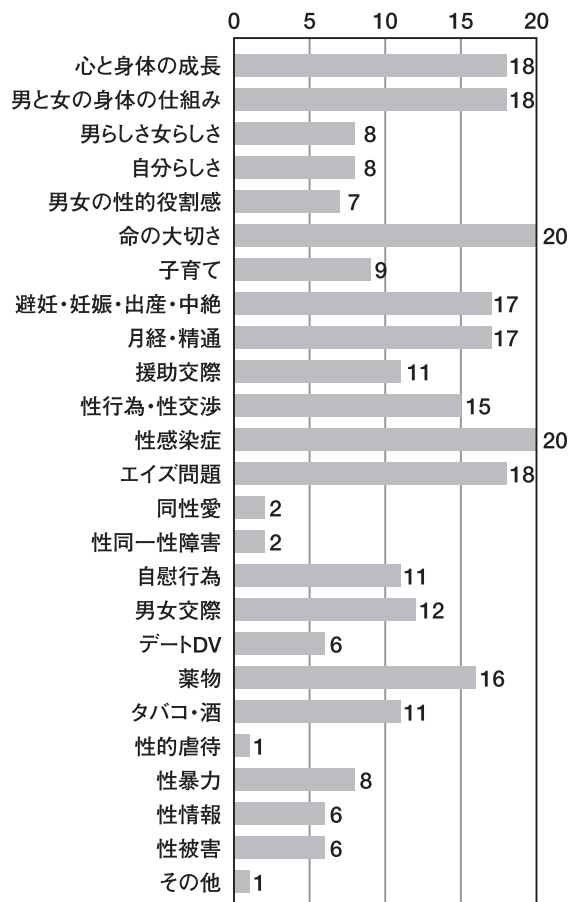
⑥ 性被害児童に対するプログラム等の取り組み



⑦ 性教育の実施



■ 性教育を実施している施設における指導内容



3. 性教育と性治療プログラムの現状

性教育

- ・実施している施設であっても年に1～2回程度の施設が多数。
- ・外部講師を招いての性感染症や出産についての指導が中心。
- ・性教育の必要性は感じているが、性的逸脱行為への危惧により実施できない施設多数。
- ・性教育を実施したいが、どう行っているのかわからない施設も多数。

※少年院の例

- ・実施している施設であっても年に1～2回程度。
- ・外部講師の指導やビデオの視聴が中心。
- ・リカバリーノートでの学習

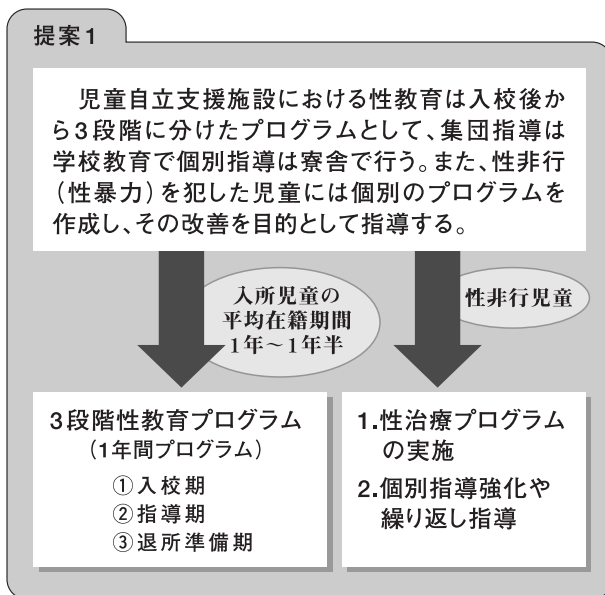
性治療プログラム

- ・藤岡淳子氏指導のもと大阪で作成されたプログラムを試行的に数名に対して実施している。
- ・数年前からスタートしたためどの施設も効果は未知数。
- ・発達障害児に対するプログラムの需要が高い。
- ・性暴力は一過性のものであるという捉え方をしているためプログラムの必要性を感じないという施設もある。

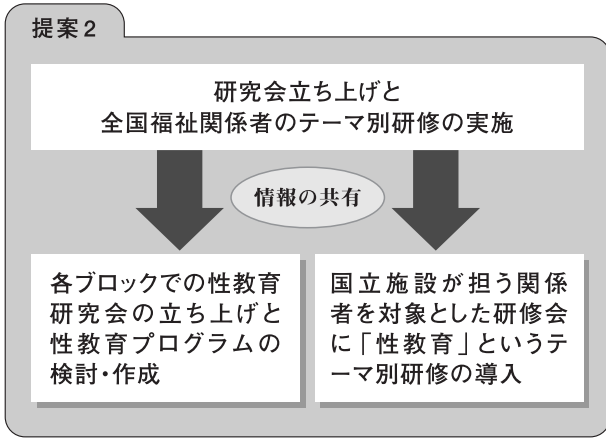
※少年院の例

- ・矯正施設においては性非行児童に対して問題群別指導を行っているため治療プログラムとはまた別の形をとっている。問題群別指導の内容については非公開。

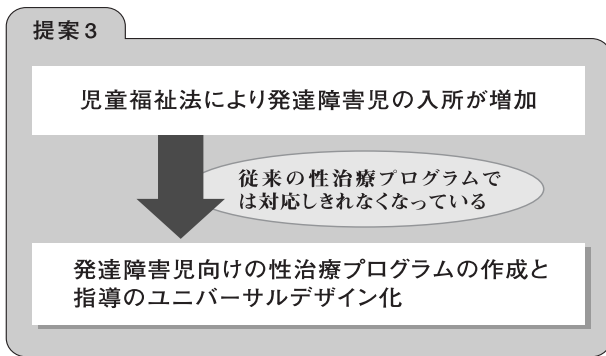
4. 今後の性教育と性治療プログラムの可能性



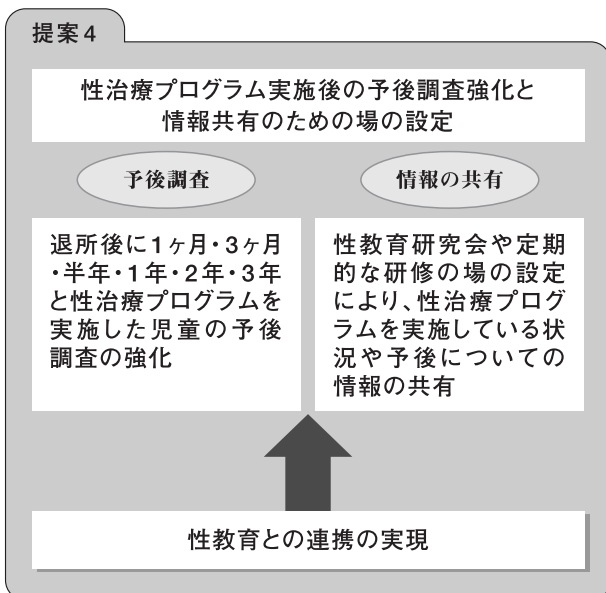
児童自立支援施設の平均在籍期間は1年～1年半である。そのため1年間で完結するようなプログラムを作成することができれば全児童が一通りの性教育を受けることができると思われる。入校期には施設内でのルール等を、退所準備期には退所後の相談機関などについて個別に行い、指導期には学校教育の中で集団指導を中心に実施する。施設内に分教室ないし分校がある児童自立支援施設の特性を活用すべきであると考え。それとともに性非行児童には個別指導の強化や繰り返し指導によって内容を深める必要性があり、児童の性非行事実の内容によって個別のプログラムを作成する必要もあるだろう。



今回の訪問調査の結果からは性教育の必要性は感じていてもどのように実施したらいいのかわからないという施設が多いことがわかった。そのため各地方ブロックにおいて性教育研究会を立ち上げ、性教育の年間プログラムについて検討・作成を目的に活動することが必要だろうと考える。性教育研究会の立ち上げと並行して国立施設が担う研修にテーマ別研修を導入することで性教育の確立に大きく役立つだろう。



現在、児童自立支援施設には平成10年の児童福祉法改正の関係で発達障害児が多く入所してきている状況にある。この状況下で発達障害児向けの治療プログラムの需要が高まっているため、その作成を早急にすることが求められている。プログラムについては国立武蔵野学院元院長の徳地昭男氏、国立武蔵野学院精神科医の富田 拓氏によって現在作成作業が進められている。このプログラムは富田氏が提唱している指導のユニバーサルデザイン化にもつながるものである。



性治療プログラムの指導効果については現段階では未知数であるため、今後実施施設においては予後調査を強化し、治療プログラムの効果を検証する必要があると思われる。それとともに研究会や性教育研究会において治療プログラムの実施状況などの情報の共有をしていくことが今後の治療プログラム確立につながるだろう。

5. 「性」に対する取り組みの重要性

現在の児童自立支援施設では性非行児童に対して性的な面でのアプローチをしているとは言えない状況にあることが調査結果を通してわかる。児童自立支援施設でははじめに述べたように生活・作業・学習を3本柱とした集団指導での処遇を基本としている。ということは窃盗や粗暴を主訴としている児童も性非行を主訴としている児童も同じ集団処遇の中で生活をしている状況にある。もちろん性非行を犯す背景には家庭環境が大きく影響しているので生活改善が再非行防止につながることは当然であるが、それと同時に性非行の陰にある性暴力性にも目を向ける必要があると考える。つまり「生活の中の治療」だけでは対処しきれない状況にあると言える。女子の不純異性交遊や援助交際といった性非行は性質が異なる部分もあるが、相手を選んだ力関係の上での異性間および同性間の性行為(性加害行為)などは性暴力として対処し、その暴力性を改善することが今後の児童自立支援施設に求められるのではないだろうか。性非行を犯した児童が施設内で大きな問題行動もなく退所するということはどの施設にも起こり得ることである。性非行児童が児童自立支援施設で「性」に対するアプローチを何も受けないまま退所することは、児童自立支援施設の存在意義をも問われることにつながってくる。今後、児童自立支援施設には「性」についての課題を抱えた児童が益々増加するものと思われる。矯正施設である少年院と治療施設であり育て直しをする児童自立支援施設の違いを明確にし、ひとりひとりの児童にあった処遇をしていくためにも児童自立支援施設における性教育と性治療プログラムを確立していかななくてはならないと考える。

今回のアンケート調査と平成17年に全国児童自立支援施設職員を対象行なった調査の結果を見ると性

教育に対する施設職員の意識関心は高いため、今後施設職員が丸丸となって取り組めば、性教育や性治療プログラムは確立されるだろう。微力ながら私も「確立」に尽力していきたい。

参考文献

- 藤岡淳子 2006
「性暴力の理解と治療教育」誠信書房
小林英義・小木曾宏 2004
「児童自立支援施設の可能性
～教護院からのバトンタッチ～」ミネルヴァ書房
小林寿一 2008
「少年非行の行動科学」北大路書房
木原雅子 2006
「10代の性行動と日本社会」ミネルヴァ書房
財団法人日本性教育協会 2007
「若者の性 白書」小学館
石澤方英 2009 財団法人日本性教育協会学術研究
「児童自立支援施設における
性教育の可能性と性加害児童への性治療プログラム
～児童自立支援施設の現状から～」
石澤方英 2008 司法福祉学研究第8号
「児童自立支援施設における性教育について」
日本司法福祉学会
「警察庁少年の補導及び保護の状況」
「犯罪白書」

キーワード：性的非行

「性非行」とは、未成年によるいわゆる性の逸脱行動である。その中でも特に性的に法や条例に触れるような行為やまたはそのような行為に発展する可能性が考えられる行為を指すことが多い。しかし、性の価値観が多様化した現在においては何が逸脱行動であるか定義することは難しいとされている。「性非行」という場合、少年の性非行と女子少年の性非行の両方が「性非行」と呼ばれる。また、「成人同士の真の同意に基づく性行為」は生きることの喜びの一つであると考えることができる。しかし、そこから逸脱した、相手の意に反した性的行為、すなわち、身体的暴力のみならず、金銭等の力を乱用した支配—被支配の関係に基づく性的行為が性非行である。成人に達する年齢を20歳としているのは日本社会の取り決めであり、身体的、社会的、情緒的にもう少し早く成熟し、真の同意を前提とする性的関係を持つこともあり得る。逆に言えば、年齢が20歳未満であるか否かは法律的な定義であって、未成年であろうと、成人であろうと性非行の本質はさほど異ならないとも言える。少年法により裁かれた性犯罪が性非行であり、実質的には性犯罪であるとも考えられる。

非行克服に向けての新たな取り組み

地域の取り組み、 箕面市の場合



やまだむつみ
山田睦美

箕面市教育委員会 子ども部 子ども家庭総合支援室 子ども家庭相談課 担当主査

1. はじめに

箕面市は大阪府の北部に位置する人口約12万8千人の緑豊かな住宅都市。18歳未満児童の人口は17.1%。公立保育所5所、幼稚園6園、小学校13校、中学校7校を有している。

児童家庭相談について、専門相談の窓口を設置するまでは福祉事務所（児童福祉課等）にて主に対応し、その他、子育て、保健、障害、非行・問題行動、不登校、教育相談等の窓口が整えられてきた。非行・問題行動については、青少年指導センター、小中学校を中心に対応を行ってきた。要保護児童対策協議会の立ち上げにあたっては、既に整えられてきた各相談システム及び各関係機関との連携をいかに図るかが課題であった。

2. 要保護児童対策協議会立ち上げの経過

平成12年11月に児童虐待防止法の制定を受け、市の福祉事務所（児童福祉課）に児童虐待通告の窓口を置き対応してきた。平成16年4月の改正児童虐待防止法で、児童虐待は子どもへの人権侵害と明記、児童虐待にかかる通告義務の拡大（疑いのある場合も対象）等が追加され、「予防・早期発見」の取り組みが強化されるなか、箕面市では平成16年6月に「箕面市児童虐待防止ネットワーク」を設置した。その後、平成16年10月の児童福祉法改正によ

り、児童家庭相談が市町村の業務に位置付けられ、要保護児童対策地域協議会の設置が規定された。

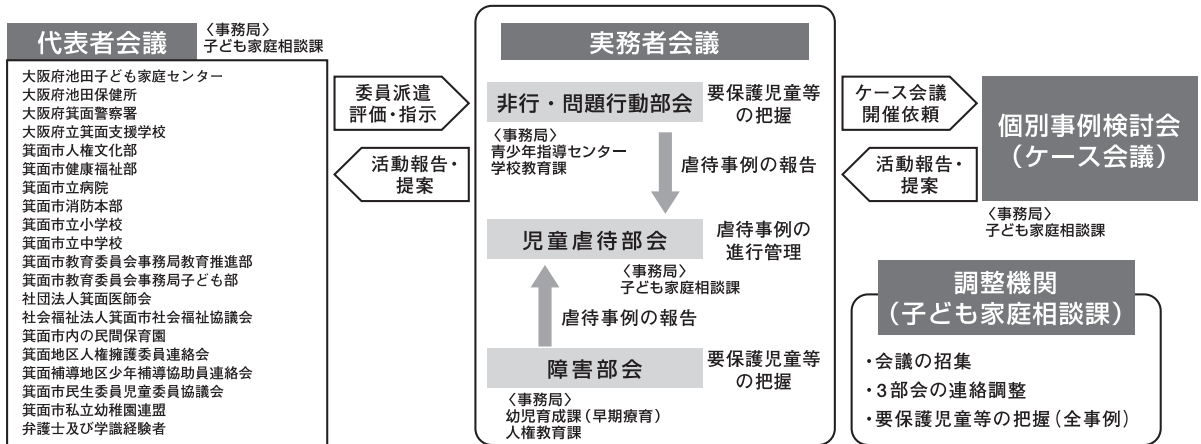
平成17年度、箕面市では子どもに関わる施策の一体的な運営を目指し、従来の教育委員会組織に保育所、幼稚園、子育て支援、児童手当、児童家庭相談、青少年教育関係等を所管する子ども部を新設。教育委員会子ども部に児童家庭相談の窓口を設置したことにより、保育所はもとより、幼稚園、小・中学校と連携しやすい体制となっている。

平成18年4月には「箕面市要保護児童対策協議会」を立ち上げ、児童家庭相談の対応を行う子ども部子ども支援課を事務局とし、児童家庭相談を中心とした要保護児童対策協議会運営の体制を構築した。

3. 要保護児童対策協議会の組織について

平成17年4月施行の改正児童福祉法により、要保護児童対策協議会の設置が規定されたことを受け、平成17年度には立ち上げに向けた検討を開始した。要保護児童対策協議会の協議対象については国の「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に基づいて、「虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれる」とすることを目標に据えて検討を開始。社会福祉学専攻の大学教員による助言を受けながら、庁内関係部署の所属長や実務者（相談担当者）からなる「立ち上げ検討会」を

〈図1〉箕面市要保護児童対策協議会組織図



設置し、先進的な取り組みを行っている他市の状況の視察も行い、協議を重ねた。

検討の結果、平成18年4月に立ち上げた要保護児童対策協議会には、実務者会議として、「児童虐待部会」「非行・問題行動部会」「障害部会」の3部会を置くことになり、また、非行の関係機関として、豊中少年サポートセンター(府警本部組織)及び箕面補導地区少年補導協助力員を追加した。その他、箕面支援学校、箕面市内の民間保育所、箕面市私立幼稚園連盟を追加し、児童虐待防止ネットワークに比べ、より広い観点からのネットワーク構築を狙った。

平成19年度には、子ども支援課の相談担当として実施していた児童家庭相談を専門的に実施する部署として「子ども家庭相談室」を設置。大阪府の実施する市町村児童家庭相談体制強化モデル事業を受け、平成19年度及び平成20年度の2年間、児童家庭相談専任職員の派遣と補助金を受け、児童家庭相談体制の強化及び要保護児童対策協議会の運営強化を行った。併せて「要保護児童対策協議会実務者会議部会設置要領」を定め、非行・問題行動部会は「公立小・中生活指導研究協議会運営委員」で構成

することを明文化。部会委員は、13小学校・7中学校の生徒指導主事・生徒指導担当教員による構成で、事務局は教育委員会子ども部青少年指導センター及び教育推進部学校教育課に置かれることになった(図1参照)。

〈図1捕捉説明〉

平成21年度の機構改革により子ども部に新設した子ども家庭総合支援室に、子ども家庭相談室の名称を子ども家庭相談課と改め、設置。豊中少年サポートセンターは地元警察と機能が重なるとして、平成19年度末をもって参加終了。

4. 非行・問題行動部会の対応状況

①設置1年目(平成18年度)の状況

【部会の開催】

月1回。主な内容は、各小・中学校による気になる児童・生徒の報告。

【情報共有】

「非行・問題行動の根っこは虐待」との認識から、非行の未然防止・早期発見のための情報収集の場として実務者会議の活用をと考えていたが、実際の実務者会議の場では、要保護児童対策協議会の

周知にとどまり、虐待事例でかつ非行・問題行動を有する児童について、3部会事務局会議(年3回開催)で情報交換を行う程度であった。

②設置2年目、3年目(平成19年度、平成20年度の状況)

【部会の開催】

月1回。子ども家庭相談室から、部会または小中生徒指導担当者連絡会(週1回開催)への参加を心がけ、報告される事例についての情報把握や福祉制度等についての助言を行った。

【情報共有】

- i) 事務局の青少年指導センターにて、部会の他、小中生徒指導担当者連絡会及び補導連絡会(地元警察主催)や相談を通じて把握した事例を併せて、非行・問題行動等を有する全児童の情報を管理。子ども家庭相談室が、それらの中から必要な情報の提供を受け、非行・問題行動部会における要保護児童として把握できるようにした。
また、部会で児童虐待を受けた児童を把握した際には、児童虐待部会(事務局は子ども家庭相談室)へ報告する仕組みを整えた。
- ii) 事務局の青少年指導センターが児童虐待部会に出席し、児童虐待事例進行管理台帳も同センターにおいて保管できる仕組みとし、虐待事例の情報の共有化を図った。

5. 非行・問題行動部会の運営上の課題

【非行の未然防止】

虐待的な養育環境に育つ児童の自尊感情の低さと家庭・学校・地域での問題行動、非行への親和性の問題等、虐待と非行の関連が大きいことは認識されているが、非行の援助実践の積み上げはまだ充分ではない。

【初期非行への対応】

特に低年齢時から非行・問題行動を有する児童とその家庭への支援の必要性は、各機関が強く認識しているが、具体的な援助実践の積み上げはまだ充分ではない。

【情報共有】

平成19年度より、非行・問題行動部会と児童虐待部会の事務局間で、要保護児童についての情報を共有できる仕組みを作った。それらの情報を個別事例への支援に生かす仕組みはまだ未整備である。

【部会における協議の活性化】

部会運営の実際は、各委員から個別の状況報告にとどまっていることが多い。事例の見立てや支援内容の検討等を行うことにより、各所属機関の対応力を高めることにつなげていきたい。

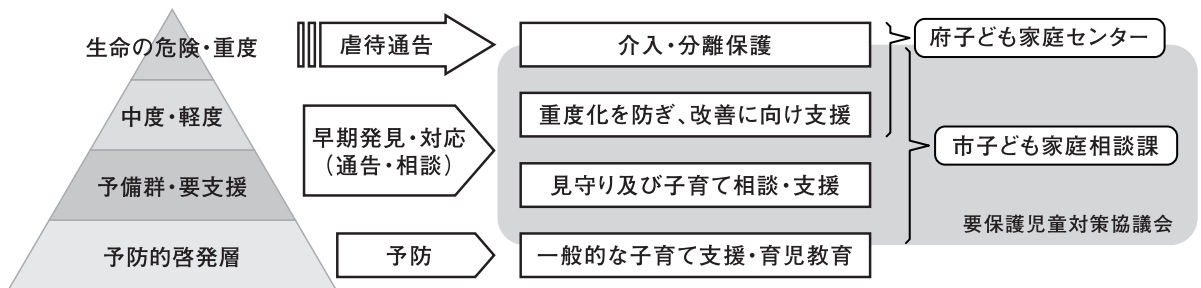
【地域のネットワークによる支援】

非行・問題行動を有する児童とその家族に対する支援は、学校等と警察、児童相談所、家庭裁判所等のいわゆる非行の関係機関で完結していることも多い。非行・問題行動部会において、地域の関係機関のネットワークを積極的に活用した支援を展開することの意義や有用性について、認識を高めることが必要。

【児童相談所との連携】

児童虐待事例として見守っていた児童の行動化が進み、児童相談所で指導を受ける非行ケースとなった場合に児童相談所の非行相談における援助活動と市町村の関係機関のネットワークによる支援とをどう結びつけるかが課題。児童相談所の側に非行相談についても市町村のネットワークを積極的に活用するという視点がまだ乏しいと感じる。

〈図2〉 箕面市の要保護児童対策



※養育支援訪問事業の調整機関を協議会の事務局である子ども家庭相談課とした。

6. 今後の取り組みについて

① 予防、早期発見・対応の強化

平成20年11月の児童福祉法改正で、子育て支援事業(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等)の実施が法律上位置付けられ、要保護児童対策協議会の機能も強化された。要保護児童対策協議会においては、協議対象が、要保護児童から、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊産婦に拡大された。箕面市でも、協議対象を拡大。また、養育支援が特に必要である家庭への事業として養育支援訪問事業を新設し、要支援層への取り組みを強化した。事業の対象を0～18歳までとし、虐待環境に至るまでの予防と虐待環境の改善を狙っている(図2参照)。

② 非行の未然防止及び初期非行への対応

要保護児童対策協議会の設置から、4年目を迎え、地域や各関係機関に虐待を拾い上げる視点が育ちつつある。同時に、要保護児童対策協議会の個別事例検討会や実務者会議を活用した支援が展開されるようになってきた。そのなかで、積み上げはないが、虐待事例から非行に移行している事例を協議会として把握しつつある。支援による改善が見られる一方で、虐待環境はすぐに改善できるものではなく、対

応経過のなかで子どもが自尊感情の低下を起こし、落ち着いたのなさ、注意惹き行動、万引き、火遊びなどの問題行動を行うといった出来事が起きている。家庭支援、生徒へのケアが必要で、同時に保護者や生徒への指導も求められるといった困難な状況のなかで、いかに有用な動きをとっていけるのか、早急に各関係機関での共通認識を持っておく必要がある。非行・問題行動への移行を念頭に置きつつ、虐待予防、早期発見・対応を行い、非行・問題行動が起こった初期の段階では、支援と介入を使いながら早急に対応するシステムを、事例を積み上げながら構築していく。

③ 要保護児童対策協議会の周知及び啓発について

児童虐待事例だけでなく、要支援家庭、家庭環境や親の不適切さが気になる児童、児童に発達上の課題等が見られ養育に混乱をきたしている家庭、児童に問題行動・非行がみられるが適切な対処が難しい家庭などに対する、地域の関係機関のネットワークによる支援の必要性と有用性について子どもに関わる機関及び構成員にさらに広く浸透を図りたい。同時に、虐待環境と非行・問題行動、子どもの発達、心身症状との関連性について、研修や協議等を通して啓発を図っていききたい。

④相談機関(部会事務局)のスキルアップ

ネットワークの核となる相談機関が、対人援助やコーディネートに関する技術を高めることで、関係機関のネットワークの信頼を増し、事務局として部会の活性化につながると思われる。特に相談機関と学校等との信頼関係を築くことが重要。

⑤校内資源との連携

学校等においては、様々な事例について校内ケース会議が開催されている。そのうち、要保護児童等については、ネットワークを活用し外部の資源とつながることで支援の幅が広がると考える。管理職、SSW、校内のコーディネーターを中心に要保護児童対策協議会の枠組みを活用し外部資源とつながるような取り組みを学校等はもとより事務局より勧奨していく。

7. おわりに

「非行・問題行動の根っこは児童虐待」との認識から始まった3部会の運営。既存の各相談システムとの連携の課題を抱えながらの運営ではあるが、教

育委員会に設置されているメリットも活かしながら運営している。実践はまだ浅いが、継続するなかで見えてきたものもある。まずは、事例を積み重ねながら、縦と横のつながりを大切によりよい支援の方法について集積することが重要と考える。

要保護児童対策の全体像をイメージしながら、予防、早期発見・対応、緊急対応といった各ステージごとに必要な支援や対応を行えるネットワーク作りを行っていきたい。

参考文献

主任研究者：小木曾浩(淑徳大学総合福祉学部準教授)
発行年：平成20年2月
題名：「地域における非行対策推進に関する研究Ⅱ」
出版社：財団法人こども未来財団

キーワード：養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。
※箕面市では0～18歳を対象にし、虐待予防、改善の観点から活用できるようにした。



周りの力で 更生に成功



かわい みきお
桐蔭横浜大学法学部 教授 **河合幹雄**

不安感や不信感が拭えない人々

「安全と水はタダ」といわれた日本の安全神話は崩壊したが、実は犯罪数はここ10年も含めて戦後一貫して減少している。凶悪化や質の悪化を語る人もいるが、殺人で殺された被害者数を比較すれば、2008年には600人を切っており1970年代半ばの1200の半分になっている。それにもかかわらず安心感が失われたのは、社会的境界の衰退が原因であると私は論じてきた。70年代のように、繁華街と住宅街、夜と昼の区別などが明確な社会において、堅気の生活をしておれば、夜中にギャングが繁華街で銃撃戦をしても自分たちは安全であると感じられた。現在では、ある時間帯に行ってはいけない危険な場所もなくなってきたが、安心しきれぬ場もない。確率は低いですが、誰でも、どこでもいつでも犯罪に遭うかもしれないわけである。この具体性のない不安感、おそらく犯罪の領域だけに留まらない。食品偽装や社会保険庁の「不祥事」なども含めて広く捕らえれば、お上にお任せして安心してきた民衆のあり方自体が維持できなくなっていることを意味していると考えている。

桁違いの犯罪発生率と少年非行

しかしながら、他国と比較すれば、犯罪発生率は、強盗も強姦もアメリカの百分の一である。米、中、

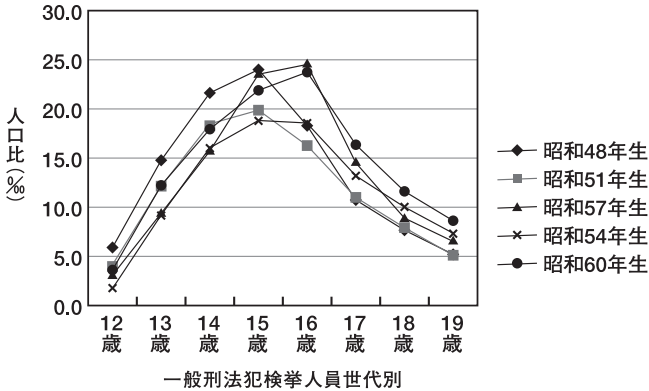
露の三国は刑務所に百万単位の受刑者を抱えている。日本は裁判中の者をいれても10万もいない。欧州と比較しても、人口比の犯罪発生率は、桁が違う。大局的見地に立って、日本社会の犯罪に対する強い抵抗力を、グローバル化あるいはアメリカ化していくなかで、いかに保持するのかということが大目標として掲げてよいと思う。

ところが、犯罪一般から非行少年に目を移せば、実は、万引きなどの軽微な非行を犯すことにかけては、日本の少年も諸外国の少年と大差ない。人口比で成人の8倍ぐらい検挙されている。ところが、ほとんどの場合に、その非行少年が二度と検挙されていない。犯罪学から見れば、この更生成功こそが、日本の犯罪発生率が低く抑えられる原因である。つまり、非行少年の更生成功が、日本の良き治安の基礎なのである。それほど的重要性を確認したうえで、非行少年の更生について考察してみよう。

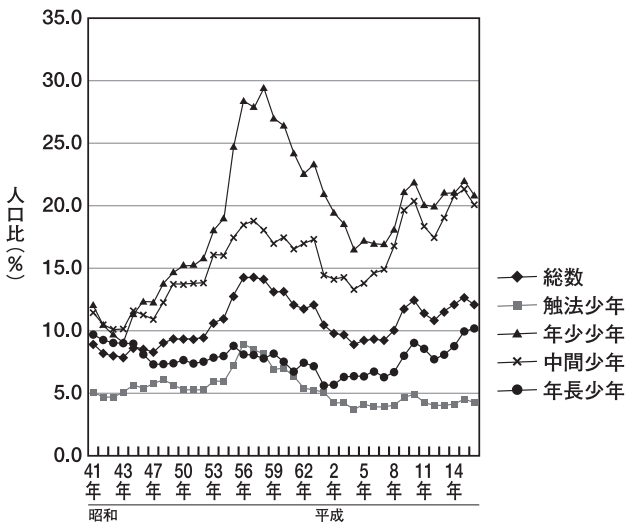
非行少年と年齢

少しデータで検証しておこう。犯罪白書の特集によれば、日本の少年非行は、12歳に始まり15・16歳に高いピークをつけ20歳ぐらいでその数分の一まで落ちる(図1参照)。このパターンは最近の子どもも変わらないことがわかる。このことは、15・16歳で検挙された子どもたちが成人年齢になれば、そ

〈図1〉 世代別少年検挙人員



〈図2〉 少年検挙人員の推移



の八割がもう非行を止めていることを意味する。年齢に応じた指導が大切であることが確認できる。さらに、非行少年を目の前にしたとき、彼らのほとんどが、一過性の症状かつツッパリでやがて、まともな大人になると想定して相対することができることも意味する。「若気の過ち」「一度の過ち」は赦す文化パターンとの繋がりとも関連していそうである。

もう一点データをあげると、これまで時代的な少年非行のピークが語られることがあった。図2をみると、80年代はじめてに全年齢の少年の検挙がピークをつけている。これは実に奇妙なグラフである。

12・13歳の少年は、二年後には14, 15歳、四年後には16・17歳となる。つまり、教育に失敗した世代があれば、そのピークは少しずつ年齢別グラフでは時期がずれていくはずである。ところが、全く同時期に全年齢の非行が増えてしまっている。ある年に全年齢で非行が「流行」したということが考えにくいとすれば、答えは明らかで、その年に、警察が非行少年の取締りに力を入れたということであろう。

いずれにせよ、更生の観点からは、少年非行の年毎の増減に重要性はなく、同じ世代の少年達が、成人に近づくと非行を止める傾向の維持こそが、ポイントである。増減の話に惑わされないようにしたいものである。

少年はひとりで立ち直るのか

いよいよ更生方法を比較してみよう。まず問うべきは、非行少年は、ひとりで立ち直るのか、誰か他人のおかげで立ち直るのかである。ひとりで立ち直らすには、バカなことをしては自分で自分の将来を失

くしてしまうことを自覚させる方向での指導となる。西洋思想は、このような個人主義に基く更生を理想にする。しかし、これは理念であって、現場では、宗教者も絡んだボランティアや国家指定の担当者が恵まれない非行少年を親代わりとなって導く。これは、パターンリズムと呼ばれる。日本の少年法の成立に詳しい人なら、国が親代わりになる国親という考え方がアメリカから導入されたことをご存知のはずである。

欧米でもひとりで立ち直ることは現場では想定されていない。実際、自分の将来を自分で考えて努力

する少年は、健全な少年像を越えて、むしろリーダー像であろう。

とすれば、欧米との差はどこにあるのであろうか。欧米の状況はより明確である。そこでは非行少年の多くは、人種差別なども絡んだ底辺社会に生きており、導いてくれるどころか世話してくれる者もなく、学校に行かず、失業状態で屯すパターンがある。日本にも底辺社会は存するが、コミュニティごと打ち捨てられた地域は例外的に止まる。どこにでも何らかの世話する人がいる。

日本と欧米諸国との比較となれば、外国の細かい法制度の紹介がよくなされるが、諸外国は見習うべき対象ではない。日本の特徴は、法制度の内部にあるのではなく、まず圧倒的に犯罪が少なく、対処すべきケース数が少ないことによってひとりひとりを丁寧に扱える状況に存する。店の接客は、客の数が十倍百倍になれば同じシステムではありえない。今後も、犯罪発生率を低く抑えることと丁寧な更生援助が可能であることとの良い循環を維持しなければならない。

民間の力

ここで注意が必要なのは、少年非行に限れば、日本でも件数が多く、その更生を担っているのは多数の民間人であることである。更生には二種類ある。検挙されて即日釈放され二度と犯罪を繰り返さないパターンと、少年院や刑務所から出てからの更生である。制度論を扱うものは後者を重視するが、日本の強みは、前者の警察から直ちに身元引受人に身柄を預けて帰宅を許される場合である。

直ぐに帰宅を許されると言うことは刑事罰なしであるから、これほどの緩刑はない。しかし、警察沙汰になって身元引受人に連れて帰られた少年が「無事」で済むはずはない。かつてなら親戚も含めて大騒ぎ

であったろう。

この説明を聞いて、父親あるいは父親代わりの人から、体罰も含めた厳しい指導がなされると理解した人もおられるかもしれない。ところが、よく考えてみれば、正しく厳しい指導ができる父親がいる場合に少年が非行に走るケースは少ない。よくありそうなのは、少年の話聞かずに怒鳴りつけて、かえって少年の反発を買うだけという展開である。日頃、少年に関心を向けていなかったのに、突然怒ってもだめである。

実際に、非行少年から聞き取りをすれば、わかることであるが、日本では母親あるいは母代わりの役割が大きい。家に帰ってから、母親が、こんな息子になってしまったと泣いて泣いて、一日泣いて、それでもどうしてよいのかわからなくて、その翌日も泣き続けてという展開になればどうなるであろうか。少年は、堪らないであろう。万引きぐらいと思ってやったが、それでこんな状態になるならもうやめようということになる。これがひとつの典型パターンであろう。むしろこれが実の母親である必要はなく、柳田邦男が、妹の力と呼んだものに通じる伝統の地域力である。

少年院での反省

少年院に入れられてしまった少年も一瞥しておこう。更生失敗グループ、心を入れ替えていないが再犯はしないという最低限の更生成功グループ、反省して更生成功グループの三つに分かれるが、反省するグループは何をどう反省するのであろうか。少年たちは自分のことを考えることで精一杯である。被害者に対して悪かったとか社会に対して責任感を持つ話は高等すぎる。少年たちの反省の弁は、一様に、親等自分が世話になった者に対して迷惑をかけてすまないということである。やはり親しい人間関係の

力なのである。現場では、誰かに優しくしてもらった経験が一度でもある少年は更生されると言われる所なのである。

以上のように、日本社会の犯罪に対する抵抗力は、少年を更生させる人間関係に源泉がある。世界レベルでの社会変化を前に、それを維持できるか、今後の方向について以下で述べておきたい。

年齢らしさの消滅

世界レベルでおきている現象のひとつに犯罪の低年齢化と呼ばれる問題がある。図1を再びみれば、データ的には、これは誤った認識である。少年非行のピークは15歳から16歳に移行しグラフは右にずれている。現場からの報告によれば、むしろ20歳代でまだ少年のような犯罪を起こす幼稚な若者が増えているという。私の理解では、年齢らしさが喪失し、最低記録が伸びるために低年齢化の印象を受けてしまっていると考えられる。ついでだが、性別のらしさも大幅減少し、女子少年の比率は数倍に増加している。子どもらしさ大人らしさも曖昧となっている印象である。

少年法改正により年齢について幅を持った対応を可能にしようとするれば、下限を引き下げる改正が必要となり、その説明としては低年齢化のほうが簡明とされたのではないかと考えている。

叱られ体験不足

もし、少年時代にバカなことを仕出かして適切に叱られて成長することが日本における人間形成の仕方であるとするれば、不安を覚える事態がある。非行少年だけではなく、それ以外の少年のほうに目を向ければ、彼・彼女等は大人しすぎないであろうか。高校生の意識調査によれば、学校に不満を持たない生徒がほとんどであるが、学校生活は楽しくないと

答えている。1970年代には、学校には不満だが楽しかったという調査結果がある。子どもたちを、自由や個性尊重の掛け声で叱らなくなってしまったのは世界的な傾向である。叱られ体験の不足が持つマイナスを危惧する人々が、短絡的に、少年犯罪の増加を信じて「厳罰化」に賛同している構図があるように、私には感じられる。

非行できない少年

子ども時代に大人あるいは社会と衝突する体験が得にくくなれば、問題を抱える人物が非行を経験せずに年齢的に大人になることがあると考えられる。少年時代に非行歴がないにもかかわらず、20代で「突然」とんでもない事件を起こす事例が少数ではあるが見受けられる。ケンカしたり叱られたり体験が失われて、遅しさが欠如している若者が増えている。非行が少なければよいとは単純にはいかない、非行さえできないと呼ぶべき病理的な少年がいるように思われる。

いずれにせよ、少年の育つ環境はこれまで経験したことがない状況にあり、非行少年への対応という狭い始点でなく、少年全体の鍛え方を問う視点が今後の方向性を決める上で最重要課題と考える。

参考文献

河合幹雄 2004

『安全神話崩壊のパラドックス 治安の法社会学』岩波書店
 葛野尋之 2003『少年司法の再構築』日本評論社
 法務総合研究所 2006『平成十七年版犯罪白書』

キーワード：厳罰化

賛成派も反対派もこの用語を好むが、意味内容が明確でない。正しく厳しく対応することは素晴らしいが、間違っただけで厳しく対応すれば最悪である。厳しいかどうかは争点たりえない。刑事政策では、死刑を増やすことは論外とするれば、刑期を長くする長期刑化を意味し、長く入れるほど更生しにくくなるジレンマを抱えている。少年の場合、非行程度が軽いうちに発見してビシッと叱って直ちに健全な日常生活に戻ってもらうのが最善であろう。

編集後記



担当編集委員 小木曾 宏

今までの『世界の児童と母性』刊行スタイルとは趣を変えて、敢えて、今号は「少年法改正」というやや「重いテーマ」で発刊することにしました。さらに、近年、法律改正はさまざまな領域でも行われています。そこで「何故、『少年法改正』問題だけを採り上げるのか」と思われた方もいらっしゃることでしょう。

それには、このような契機があります。実は近年、発生した幾つかの少年事件を、マスコミがかなり「衝撃的な事件」として採り上げました。そして「少年非行」、特に『刑法犯少年』の「凶悪化」「低年齢化」が叫ばれるようになりました。しかし、統計上、そのような顕著な増加傾向は指摘でき

ないどころか、実態では減少傾向にあります。なお且つ、その動きに連動して、社会的な風潮も「たとえ少年でも『犯罪』である以上、厳しく罰しなければならない」という考え方も強くなっていきました。たとえば教育指導上の「ゼロトレランス」（寛容度ゼロ）も同じ延長線上にあります。

私はその流れの先に、2007年11月に施行された少年法、少年院法の改正があると思います。今まで「14歳以上」だった少年院送致年齢が「概ね12歳以上」に引き下げられたことです。確かに、即刻、その方向が「少年非行」抑止に繋がるとは考えられません。その上、今さら改正の是非を問うてもあまり意味はないと思います。

それよりも大切なことは、今回の改正を契機に「少年非行」現象を根本的に問い直すことです。そして、さまざまな視点（領域）から検証しなおすことです。「少年非行」は特定の原因からだけでなく、生物学的、心理学的、社会的な要因が絡まりあって生じるものです。決して、非行を犯した少

年だけを責めても問題は解決しません。

最近、有名タレントの「違法薬物所持、吸引事件」が連日、報道されました。実際、青少年（29歳未満）の薬物乱用（大麻、合成麻薬）による検挙者は、平成20年度だけでも2,758人に上ります（平成21年度版『青少年白書』より）。周知のように、薬物乱用の青少年は加害者でもあり、被害者でもあるのです。そして、日本弁護士会連合会が少年院入院に向けて「重大少年事件」の調査を行った結果、「被虐待経験者の方が犯罪を抑止しにくい傾向がすべての犯罪にみられる」（『検証・少年犯罪』）と指摘しています。そこで、本誌に掲載頂いた方々は、さまざまな視点、領域から「少年非行」を捉えなおし、実践や支援を続けて下さっている方々ばかりです。執筆者の子どもへの「まなざしや思い」が各稿から読み取れます。

最後に、私は改めて「少年非行」現象は『現代の大人や社会を写す鏡である』ということを感じることができました。

● (財)資生堂社会福祉事業財団 事務局からのお知らせ

全国児童家庭支援センター協議会より感謝状贈呈を受けました

2009年9月10・11日、長崎市において協議会発足10周年を記念して「全国児童家庭支援センター研究協議会・長崎大会」が開催されました。資生堂財団では、児童虐待の予防を目的とした「子育てセミナー」やセンター職員を対象とした「実務者研修」等の助成を通じセンターを支援して参りましたが、同大会2日目、協議会会長長縄良樹氏より、10年間にわたる財団の協力支援に対し、感謝状と記念品が贈られました。

全国児童家庭支援センター／児童福祉法に規定された児童福祉施設で、地域の子育て相談や児童問題に関する相談に応じ、必要な支援を行うとともに、保護を要する児童や保護者に対し指導・助言を行っている。平成21年9月現在、全国78カ所開設、早期の全国100センター開設をめざしている。



〔編集委員長〕

あみ の たけ ひろ 東京家政大学家政学部
網 野 武 博 児童学科 教授

〔編集委員〕

おお た いっ べい 児童養護施設八楽児童寮 寮長
太 田 一 平 社会福祉法人和敬会 理事長

おか もと まさ こ 大阪教育大学教育学部 教授
岡 本 正 子

お ぎ そ ひろし 淑徳大学総合福祉学部
小 木 曾 宏 社会福祉学科 准教授

かた おか れい こ 立正大学心理学部 教授
片 岡 玲 子

さい ごう やす ゆき 大正大学人間学部
西 郷 泰 之 人間福祉学科 教授

うち だ たか ふみ (財)資生堂社会福祉事業財団
内 田 隆 文 理事長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：市川美保

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.67 2009-10 世界の児童と母性

年2回発行

2009年10月1日発行

編集・発行者

財団 資生堂社会福祉事業財団

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号

電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314

URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社

〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

財団法人 資生堂社会福祉事業財団
